

平成 2 9 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3月7日（火曜日）午前10時00分 開 会
午後 5時24分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- | | | | |
|--------|---|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | | 老人ホーム設置条例及び赤平市愛
真ホーム運営管理基金条例を廃止
する条例の制定について |
| 日程第 2 | 会期決定の件 | | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | 日程第 16 | 議案第 179号 赤平市介護サー
ビス事業条例の全部改正について |
| 日程第 4 | 市政の報告（市長・教育長） | 日程第 17 | 議案第 180号 赤平市介護保険
条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 平成 2 9 年度市政執行方針演説
（市長・教育長） | 日程第 18 | 議案第 181号 あかびら市立病
院使用料及び手数料条例の一部改
正について |
| 日程第 6 | 議案第 169号 赤平市個人情報
保護条例等の一部改正について | 日程第 19 | 議案第 182号 市道の認定につ
いて |
| 日程第 7 | 議案第 170号 公益的法人等へ
の赤平市職員の派遣等に関する条
例の制定について | 日程第 20 | 議案第 183号 市道の廃止につ
いて |
| 日程第 8 | 議案第 171号 職員の勤務時間
及び休暇に関する条例の全部改正
について | 日程第 21 | 議案第 184号 平成 28年度赤
平市一般会計補正予算 |
| 日程第 9 | 議案第 172号 赤平市職員の育
児休業等に関する条例の一部改正
について | 日程第 22 | 議案第 185号 平成 28年度赤
平市国民健康保険特別会計補正予
算 |
| 日程第 10 | 議案第 173号 赤平市職員の特
殊勤務手当支給に関する条例の一
部改正について | 日程第 23 | 議案第 186号 平成 28年度赤
平市後期高齢者医療特別会計補正
予算 |
| 日程第 11 | 議案第 174号 赤平市特別会計
条例の一部改正について | 日程第 24 | 議案第 187号 平成 28年度赤
平市下水道事業特別会計補正予算 |
| 日程第 12 | 議案第 175号 赤平市税条例等
の一部改正について | 日程第 25 | 議案第 188号 平成 28年度赤
平市介護サービス事業特別会計補
正予算 |
| 日程第 13 | 議案第 176号 赤平市手数料徴
収条例の一部改正について | 日程第 26 | 議案第 189号 平成 28年度赤
平市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第 14 | 議案第 177号 赤平市ふるさと
ガンバレ応援寄附条例の一部改正
について | 日程第 27 | 議案第 190号 平成 28年度赤
平市水道事業会計補正予算 |
| 日程第 15 | 議案第 178号 赤平市特別養護 | | |

- 日程第 28 議案第 191号 平成28年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 29 議案第 192号 平成29年度赤平市一般会計予算
- 日程第 30 議案第 193号 平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 31 議案第 194号 平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 32 議案第 195号 平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 196号 平成29年度赤平市霊園特別会計予算
- 日程第 34 議案第 197号 平成29年度赤平市用地取得特別会計予算
- 日程第 35 議案第 198号 平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 36 議案第 199号 平成29年度赤平市介護保険特別会計予算
- 日程第 37 議案第 200号 平成29年度赤平市水道事業会計予算
- 日程第 38 議案第 201号 平成29年度赤平市病院事業会計予算
- 日程第 39 報告第 16号 専決処分の報告について
- 日程第 40 報告第 17号 専決処分の報告について
- 日程第 41 報告第 18号 平成28年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

- 日程第 6 議案第 169号 赤平市個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 170号 公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 171号 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正について
- 日程第 9 議案第 172号 赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 173号 赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 174号 赤平市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 175号 赤平市税条例等の一部改正について
- 日程第 13 議案第 176号 赤平市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 177号 赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 178号 赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 179号 赤平市介護サービス事業条例の全部改正について
- 日程第 17 議案第 180号 赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 181号 あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 182号 市道の認定について
- 日程第 20 議案第 183号 市道の廃止について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 平成29年度市政執行方針演説（市長・教育長）

日程第21 議案第184号 平成28年度赤平市一般会計補正予算

日程第22 議案第185号 平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算

日程第23 議案第186号 平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第24 議案第187号 平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算

日程第25 議案第188号 平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第26 議案第189号 平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第27 議案第190号 平成28年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第28 議案第191号 平成28年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第29 議案第192号 平成29年度赤平市一般会計予算

日程第30 議案第193号 平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算

日程第31 議案第194号 平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第195号 平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算

日程第33 議案第196号 平成29年度赤平市霊園特別会計予算

日程第34 議案第197号 平成29年度赤平市用地取得特別会計予算

日程第35 議案第198号 平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算

日程第36 議案第199号 平成29年度赤平市介護保険特別会計予算

日程第37 議案第200号 平成29年度赤平市水道事業会計予算

日程第38 議案第201号 平成29年度赤平市病院事業会計予算

日程第39 報告第16号 専決処分の報告について

日程第40 報告第17号 専決処分の報告について

日程第41 報告第18号 平成28年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○出席議員 10名

1番	木村	恵君
2番	五十嵐	美知君
3番	植村	真美君
4番	竹村	恵一君
5番	若山	武信君
6番	向井	義擴君
7番	伊藤	新一君
8番	獅畑	輝明君
9番	御家瀬	遵君
10番	北市	勲君

○欠席議員 0名

○説明員

市	長	菊島	美孝君
教育委員会	教育長	多田	豊君
監査委員		早坂	忠一君
選挙管理委員会		壽崎	光吉君
委員長		田村	元一君
農業委員会	会長		
副市長		伊藤	嘉悦君
総務課長		町田	秀一君
企画財政課長		伊藤	寿雄君
税務課長		下村	信磁君
市民生活課長		野呂	道洋君
社会福祉課長		井波	雅彦君
介護健康推進課長		斉藤	幸英君

商工労政観光課長	林 伸 樹 君
農 政 課 長	菊 島 美 時 君
建 設 課 長	熊 谷 敦 君
上 下 水 道 課 長	杉 本 悌 志 君
会 計 管 理 者	中 西 智 彦 君
あかびら市立病院 事 務 長	永 川 郁 郎 君

教 育 学 校 教 育 委 員 会 課 長	尾 堂 裕 之 君
” 社 会 教 育 課 長	蒲 原 英 二 君

監 査 事 務 局 長	大 橋 一 君
-------------	---------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	町 田 秀 一 君
--------------------------	-----------

農 業 委 員 会 事 務 局 長	菊 島 美 時 君
----------------------	-----------

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長	栗 山 滋 之 君
” 総 務 議 事 担 当 主 幹	野 呂 律 子 君
” 総 務 議 事 係 長	安 原 敬 二 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(北市勲君) これより、平成29年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(北市勲君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番伊藤議員、8番獅畑議員を指名いたします。

○議長(北市勲君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から22日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から22日までの16日間と決定いたしました。

○議長(北市勲君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は35件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

閉会中受理した陳情は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成28年第4回定例会以降平成29年3月6日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号の

とおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(北市勲君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要についてご報告を申し上げます。

初めに、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、雪の降り始めが早く、11月上旬から積雪が続く状況でありましたけれども、その後は平年より降雪が少なく、特に1月は平年の5割程度の降雪量と非常に少なく、気温も高く、比較的過ごしやすい状況でありました。それ以降も平年より降雪が少なく、2月末現在の降雪量は平年の7割程度、積雪深は平年並みの状況となっております。また、除雪状況につきましては、降雪量と比較し出動基準となる降雪日数が多かったことや降雨等の影響によりこれまでの出動回数は20回と2月に記録的な出動回数があった昨年より4回少ないものの、平年より2回ほど多くなっております。今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学などに支障を与えぬよう効果的な除排雪作業に努めてまいります。

次に、あかびら市民まちづくり提案事業について申し上げます。あかびら市民まちづくり提案事業につきましては、市民の皆さんが日ごろから考えていた身近な課題を解決するアイデアやまちづくりに対する思いを公益的、公共的な視点で提案していただき、それを具体化して市や団体等が実施する新たな事業であります。昨年11月から約1カ月間、市民の皆様へ募集をいたしまして、残念ながら一般の方からは募集がありませんでしたが、中学生から77件ものご提案をいただきました。それを受けまして、1月16日には赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略みらい部会の皆様にご審査をいただき、その結果を

もとに行政で検討、調整を図り、来年度は桜の植樹、市営テニスコートに水飲み場の設置、子供が雪に触れ、楽しめる冬のイベント実施など3事業を実施することにいたしました。次回以降は、より多くの市民の皆様方からご提案いただけるよう募集期間の拡大や提案方法について工夫してまいりたいと思います。

次に、赤平市産業振興人財育成事業について申し上げます。赤平市産業振興人財育成事業につきましては、赤平市産業振興企業協議会が主体となり市内企業から14名のメンバーに参加していただき、リーディングスタッフトレーニングとして産業フェスティバルでの企業PR、イベントや先進企業マネジメント研修など本年度も精力的に活動してまいりました。2月24日には、交流センターみらいにおきまして人材育成の活動を広げ、企業、人材同士の連携と情報交流を深める事業をみずから企画し、実施いたしました。当日は、市内参加企業の皆さん、100名が集まりまして、アイスブレーキングやコミュニケーションゲームなどを通じて楽しみながらお互いの企業を知る情報交流の機会となりました。3月に行われる報告会議をもって本年度の最終事業となりますが、各企業における参加メンバーの今後の活躍に期待するところであります。

次に、特産品小包セットについて申し上げます。流通ルートの発掘と特産品の販売を推進することを目的といたしました赤平市特産品推進協議会におきまして、赤平産の特別栽培米のゆめびりかときたくりんの新米をメインとして、Aセットは無添加手づくりみそとトマトジュース、Bセットはお菓子の詰め合わせ、Cセットはジנגスカンとホルモン、こうした3種類の特産品小包セットを昨年12月に販売いたしました。予定の300セットを上回る375セットの注文をいただき、12月9日に全国へ向け発送し、好評を得たところであります。今後も赤平市特産品推進協議会を中心といたしまして、赤平の特産品を広くPRしてまいります。

次に、防災協定の締結について申し上げます。1

月10日に社会医療法人博友会、社会福祉法人赤平友愛会、社会福祉法人北海道光生舎と福祉避難所の設置運営に関する協定を締結いたしました。これによりまして、赤平市において災害が発生した場合には各法人が運営する博寿苑、あかびらエルムハイツ、光生舎虹の里の各施設で一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障がい者等の要配慮者の状態に応じまして特別な配慮が受けられるようにご協力をいただけることとなりました。さらに、12月20日には空知地方石油業協同組合と災害時における石油類、燃料の供給等に関する協定を、1月18日には株式会社セブン—イレブン・ジャパンと災害時の物資供給及び店舗営業の継続、または早期再開に関する協定を締結しておりまして、今後も市民の皆様方の安心、安全のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、交通安全について申し上げます。昨年の交通安全運動は、4月の春の全国交通安全運動に始まりまして、4期40日間にわたり実施したところであります。北海道における平成28年の交通事故発生件数は1万1,329件、負傷者数1万3,489人といずれも前年より増加となりましたが、交通事故死者数は158人となり、前年と比較すると19人の減少で、62年ぶりに200人を割った平成23年と比較しても32人の減少となったところでございます。本市における平成28年の交通事故件数は8件で、前年より1件の増、負傷者数は8人で、前年と同数となりましたが、とうとい命が失われることなく、28年12月7日に交通事故死ゼロ1,100日を達成いたしました。また、赤平市の住民が道内のほかの地域においても死亡事故を起こさないパーフェクト市町村となりまして、知事からお礼状をいただきました。今後も子供や高齢者の事故ゼロ、交通死亡事故抑止及び飲酒運転の撲滅に重点を置き、交通事故死ゼロ2,000日を目標に交通安全運動を推進するとともに、交通安全団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただきまして市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまい

りたいと思っております。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。最初に、赤平市立中学校統合に伴う統合校舎建設の実施設計についてであります。平成29年2月末に委託期間が終了いたしました。今後平成29、30年度の統合中学校建設工事に向け関係者と協議しながら諸準備を進め、教育環境の向上を目指し、円滑な事業実施に努めてまいります。

次に、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆調査として行われた全国体力・運動能力、運動習慣等調査ですが、その結果が12月15日、文部科学省から発表されました。本市の結果については、体力合計点の比較において小学校、中学校とも全国、全道平均を下回っておりますが、小学校男子の反復横跳び、女子のソフトボール投げや中学校男女の握力など、種目によっては全国平均を上回る種目もあります。この結果を受け、本年度中に本市の子供たちの課題分析、目標及び改善へのさまざまな取り組みを定めた平成29年度赤平市体力向上プランを策定し、このプランに基づき本市の子供たちの体力の増進に努めてまいります。

次に、平成29年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制についてであります。まず、小学校につきましては、全児童数が331名となり、平成28年度と比較して8名の減となる見込みです。新年度の新入学児童は、3小学校で48名の見込みです。学級編制につきましては、普通学級は全体で18学級となり、前年度と変更はありません。中学校につきましては、全生徒数が192名となり、平成28年度と比較

して24名の減となる見込みです。学級編制では、普通学級は平成28年度と比較して1学級減の8学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校3校で児童数は14名の見込みであります。平成28年度と比較して同数で、学級編制では7学級となり、昨年度比で1学級の増となる見込みです。中学校の特別支援学級につきましては、2校で生徒数は8名の見込みであり、平成28年度と比較しますと生徒数は3名の減となり、学級編制では1学級減の5学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。新規の入園希望者と合わせて3歳児13名、4歳児11名、5歳児25名の計49名となる見込みです。昨年度と比較しますと3歳児で2名の増、4歳児が14名の減、5歳児で4名の減となり、合わせて8名の減となる見込みであります。

次に、いじめの根絶を目指す赤平市子ども会議についてであります。1月13日、市コミュニティセンターに本市の小中学校の児童生徒11名が集まり、望ましい人間関係づくりのための話し合いをするとともに、みんなで協力してよりよい学校生活を築くため各小中学校の仲よし活動の取り組みについて交流し、いじめのない明るい学校の実現のために協議を行いました。会議では、最後にグループごとにいじめ根絶のための宣言文を採択し、有意義のうちに終了したところです。

次に、体罰に係る実態調査についてであります。昨年に引き続き、今般本市の児童生徒、保護者、教職員の全員に対して体罰の有無に関するアンケート調査を行いました。本市の小中学校では、体罰と認められる事例はありませんでした。言うまでもなく体罰については学校教育法により禁止されているところですので、市教委といたしましては調査結果のいかんにかかわらず、今後もその防止に万全を期するよう注意を喚起してまいります。

次に、中学校卒業生の進路についてであります。今年度末をもって卒業する中学3年生の進路については、従前同様各中学校を通じてきめ細かな進路指

導を行ったところですが、卒業生75名について主に近隣市町の高校へ志願手続を完了したところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月8日、交流センターみらいで行われました平成29年赤平市新成人を祝う会であります。該当者88名のうち62名の新成人が出席し、本年も静粛なうちに華やかな式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。1月14日にふれあいホールにて行いました第38回青少年健全育成百人一首大会ですが、今年度は参加チーム数の減少により開催方法をかたるた会形式で開催し、子供3チーム、大人1チームが対戦し、北海道の下の句かたるた文化に触れ、世代間で交流することができました。また、1月28日には栗山町で開催された第20回全道子どもかたるた大会空知地区予選大会に当市より小学生1チームが参加し、熱戦を繰り広げましたが、残念ながら予選突破はかないませんでした。

次に、1月21日、総合体育館において第47回青少年健全育成冬季スポーツ大会が開催され、ミニバスケットボール大会が行われました。男子3チーム、女子3チーム、計60名の子供たちの参加があり、元気いっぱい汗を流しました。

次に、平成28年度赤平市青少年善行表彰についてであります。毎年赤平市青少年問題協議会において、各団体より推薦をいただいた団体、個人に対し表彰することとしておりますが、本年度の表彰式を2月21日にとり行い、個人3名を表彰いたしました。

次に、今年度の新規事業として子供たちの冬場の活動による体力向上を目的に実施したエルムで雪あそび事業についてであります。この事業は、赤平市教育委員会、赤平振興公社、赤平市青少年健全育成連絡協議会の共催事業としてかまくらづくり、そり滑り、雪中宝探しを行い、市内の小学1年生から6年生、総勢34名が晴天のもとエルム高原の自然に触れながら子供らしい冬の遊びを満喫することができ

ました。

次に、東公民館について申し上げます。下期講座として、1月11日に市内の小学生を対象としてゴムてっぽうをつくろう！を行いました。また、市内の小中学生を対象とした第13回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月4日、東公民館で行われました。ことしは、家族自慢をテーマとして小中学校合わせて205点の応募があり、その中から35名の入賞者が選ばれ、学年ごとに最優秀賞ほか各賞の表彰を行いました。展示につきましては、東公民館の展示の後、今年度新たに交流センターみらいでも展示を行いました。このほか2月10日、機会事業のスイーツ講座といたしまして、「グラノーラを使ったチョコレートスティックをバレンタインに」というタイトルで行い、7名が受講いたしました。

次に、社会体育関係について申し上げます。2月19日に総合体育館にて第8回ニュースポーツ大会を開催し、フロアカーリングを行いました。ダブルス12組24名の参加があり、楽しみながらも熱戦を繰り広げた大会となりました。

最後に、2月24日、空知教育局が管内のすぐれた学校教育、社会教育の教育活動を表彰する平成28年度空知管内教育実践表彰式が岩見沢で行われましたが、今年度は管内から6団体、2個人が表彰され、赤平市より赤平市青少年育成連絡協議会の佐藤よう子会長が受賞いたしました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 日程第5 平成29年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針について、市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕 I はじめに平成29年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、新年度の市政執行に関する私の所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

現在、日本国内における人口減少対策が最重要課

題とされ、本市におきましても、平成28年度が「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の事実上のスタートの年となりましたが、企業PRやインターンシップ、子育て・教育支援制度、まちのPRなど、各種施策に積極的に取り組んできた結果、人口減少率は前年の3.17%から2.38%に緩和され、出生者数は、前年の31名から47名に増加となるなど、少しずつではありますが成果に繋がっております。

これも企業や団体、市民の皆様のご協力によるものでございますが、継続事業のほか今後の新規施策を実行し、さらなる成果を上げるためにも、より一層皆様のご理解やご協力を賜り、連携することが大変重要になって参ります。

引き続き行政として、総合戦略施策を推進するために、市民の声を真摯に受け止め、役割分担や相互協力、行政支援などのあり方を協議し、オール赤平で市民力・産業力・行政力を発揮できるよう、全力を挙げて取り組んで参ります。

また、去年は台風による被害が発生いたしました。今年度も被害箇所の復旧対応に当たるほか、災害を教訓として、地域間、地域と行政間の連携強化について協議を進め、安心・安全な地域社会づくりを推進して参ります。

なお、こうした取り組みのほかに、平成30年度に仮称札幌赤平会を設立することを目標に、準備作業を進めると共に、本年度から企業版ふるさと納税を実施できるよう、地元企業の本社と協議をさせていただくなど、市外との連携もキーワードの一つとして、応援体制の確立に努めるほか、北海道や空知管内、中空知管内の自治体間における連携事業も推進して参ります。

教育に関しましては、本年度から2カ年の継続事業として、市内唯一となる統合中学校校舎等の建設工事を開始いたしますが、小学校につきましても児童数が減少しており、統合小学校建設も視野に、教育環境の充実を第一とした協議を進めて参ります。

また、鉄道維持が課題とされておりますが、根室本線沿線の4市2町で構成されている根室本線対策

協議会において、鉄道維持を前提とした協議を継続して参ります。

これまで申し上げた事業をはじめ、様々な事業を展開するにも、財源確保が重要となって参ります。引き続き私自身自ら、国や北海道、企業、関係機関などを訪問し、本市の実情を説明して、支援や協力をお願いして参ります。

以上、重点的施策の基本的な方針について申し上げましたが、将来のまちを展望し持続性のあるまちを構築することが、未来を担う子供たちの明日を導きます。

市民誰もが、住み続けたい・住んでいて良かったと実感していただけることが、移住・定住に繋がります。そんな思いを抱けるまちづくりを目指して参ります。

以下、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略」の4つの基本目標、並びに「第5次赤平市総合計画」の5つのまちづくり目標に沿って、主な施策について推進して参ります。

II 主な施策

1 赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略

(1) 地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興

本市は、ものづくりのまちとして、製造業を中心とした優良企業が立地し、まちの経済と雇用対策に大きく貢献されています。

しかし、雇用機会があっても働き手が不足する雇用のミスマッチによる人材不足が深刻な課題となっております。

農業を含め、地場産業の存続と安定経営が、まちの経済発展や人口減少率を抑制する根幹となることから、官民一体となった取り組みや近隣市町とも連携を図りながら、暮らしに関する各種支援制度を活用しつつ、地元企業のPRや人材確保に努め、安定的な企業体制づくりを推進し移住・定住を促進します。

また、小規模な事業所を開設できるよう、起業家に対する支援を継続します。

さらに、農業においても、良質な米のほかに地元農産物のさらなる拡大や加工品を含む新製品開発の研究を進めます。

求人、求職の市町連携PRにつきましては、本年度も、中空知定住自立圏構想に基づき、なかそらち会議において、管内の企業紹介の冊子や動画、ホームページ等により、情報発信を行うなど、地元定着・就業促進事業を市町連携で継続します。

また、本市には高校がないため、近隣市の高校に働きかけ、就職希望の高校生を対象に、市内で合同企業説明会を実施いたします。

起業家への助成につきましては、小規模事業者の新規参入を支援し、新たな需要や雇用創出、移住・定住促進、地域経済の活性化を図るため、「起業支援事業補助金」を継続します。

市内企業等就職者への助成につきましては、学卒者及び市外から市内企業へ新規就労し、市内に居住された方で1年以上就労された方を対象として、実質、本年度から就職祝い金として「まごころ商品券」を交付し、移住・定住の促進と市内企業の雇用確保に寄与します。

奨学資金貸付金返還免除につきましては、学校卒業後に市内居住及び市内企業に就労された方に対して、返還金を免除することで、人材育成及び定住促進を図る「赤平市人材育成・定住促進奨学金制度」を継続します。

学生地域定着推進につきましては、江別市内4大学と江別市並びに空知の3市4町で構成する「学生地域定着推進広域連携協議会事業」として、学生参加者の拡大に努め、本年度も市内企業で学生インターンシップ事業を実施し、就業体験やまちを紹介して参ります。

農業生産法人につきましては、将来的に農家戸数が減少し、一農家当たりの農地面積が多くなり、営農が困難になると予想されるため、農業者による法人化や企業参入によって、遊休地や耕作放棄地を防ぎ、雇用によって農業者人口が増え、安定的な営農が行えるよう協議します。

6次産業化につきましては、農業の中心作物である米の加工、現在、生産中の味噌・トマトジュース・麴などのさらなる品質の向上、新たな加工品開発について検討しており、本年度から新たな地域おこし協力隊により、6次産業化に向けた知識等を深め、サポート体制を強化し、地元特産品の推進を目指します。

新製品開発研究につきましては、地元農産物特産品化業務委託を継続し、加工技術・マーケティング・農産物の価値観について、ノウハウや専門性を兼ね備えた事業者の外部目線で、新たな地元農産物の加工品を作り、地域特産品のブランド化を図ります。

(2) 若者が安心して子どもを産み育てられる地域づくり

本市を持続可能な地域社会として確立するには、未来を担う子どもを産み育てやすい環境づくりを進め、若者に移住・定住していただくことで、将来のまちを築き上げていくことが重要です。

子育て世代や若者の住環境整備を推進するほか、ひとり親世帯をはじめ、子育て世帯が産後から子育てまで安心して暮らせるための経済的支援やまち全体の応援体制づくりに努めます。

また、子どもたちの学力向上を図るため、大学等の関係機関と連携し、創意工夫を図るほか、学校環境施設を充実します。

子育て支援住宅の充実につきましては、学校区を中心とした地域で、安心して子どもを産み育てられる居住環境を形成するため、子育てに適した広さや設備等を備えた住宅整備を目指し、本年度は、吉野団地建替における今後の建設に向け、外構・造成設計及び吉野第一団地3棟8戸の除却を実施します。

持ち家住宅につきましては、建設促進、中古住宅の活用により、住環境の向上と移住定住人口の確保及び地域経済の活性化を図ることを目的として、持ち家住宅の建設及び購入に対し、建設費用等の一部を助成する「持ち家住宅建設等助成事業」や遊休市有地を有効活用し、持ち家住宅の建設に当たり、用

地を購入しやすい支援を行う「持ち家住宅土地購入助成事業」を継続します。

民間賃貸住宅建設、リフォーム・土地購入・家賃助成につきましては、若年層世帯等の移住定住促進や地域経済の活性化を目的として、民間賃貸住宅の建設費用の一部を助成する「民間賃貸住宅建設費助成事業」、既存の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成する「民間賃貸住宅リフォーム助成事業」、遊休市有地を有効活用し、民間賃貸住宅の建設にあたり用地を購入しやすい支援を行う「民間賃貸住宅土地購入助成事業」、並びに若年層で結婚された世帯及び市外から転入された世帯で、民間賃貸住宅に入居した際に家賃の一部を助成する「民間賃貸住宅家賃助成事業」を継続します。

子育て支援条例等の制定につきましては、行政だけではなく、家庭・地域・企業等が連携して、社会全体で子ども達を支援する体制づくりが必要なため、平成28年度に赤平市子ども・子育て会議内で、子育て支援条例策定専門部会を設けており、「家族の日」の制定も含め、平成30年4月からの条例施行を目指し協議します。

中学生以下の医療費無料化の拡充につきましては、平成28年度から18歳到達後の最初の3月31日までの方を対象とするよう拡大しておりますが、子育て世帯の経済的負担を軽減すると共に、子どもが安心して医療を受けられるよう継続します。

高校通学費助成につきましては、就学に要する保護者の経済的負担軽減を目的とした「高等学校等通学費等支援制度」を継続します。

ひとり親世帯への助成につきましては、平成28年度から、ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校、高等学校等に入学する際に入学支度金を助成し、民間賃貸住宅に入居している場合には、家賃の一部を「まごころ商品券」として交付しており、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため継続します。

保育料の軽減拡充につきましては、平成27年度から国の基準の50%軽減を実施しておりますが、本年度からさらに、就学前の乳幼児の第2子目以降の保

育料を無料化し、子育て世帯の経済的負担軽減を図ると共に、安心して子育てができる環境を整備し、若年層世帯の移住・定住を促進します。

子育て支援施策PRにつきましては、子育てに関する新規・継続の支援施策を含め、市内外に効果的に情報発信を行うため、動画や市ホームページなどを活用するほか、本年度は、市内に看板を設置いたします。

子ども塾につきましては、本年度から「学生地域定着推進広域連携協議会事業」として、長期休暇や放課後の学習活動等の支援を行う、子ども塾を含む学生ボランティア事業に取り組み、小・中学校における各種教育活動の活性化や大学生の地域定着への機会づくりを進めます。

ICT活用教育につきましては、時代変化への対応並びに学力・学習意欲の向上を図ることを目的として、引き続きタブレット端末等を学校に整備し活用していきます。

小・中学校施設の充実につきましては、児童・生徒数の減少により、学校統合による教育環境の充実に努めておりますが、本年度は、平成30年度までの継続事業として、統合中学校校舎等の建設を実施し、平成30年度の開校に向け進めていきます。

また、小学校につきましては、児童数の減少に伴い、市内小学校の一元体制及び新校舎建設も含め、学校や保護者などの関係機関と協議して参ります。

児童福祉施設の充実につきましては、公共施設等総合管理計画を基本に児童福祉施設整備計画を策定し、幼保連携型認定こども園の創設や児童センター・児童館の統廃合や運営方法等について検討します。

(3) 高齢者が生きがいを持って安心して生活できるプラチナ社会の形成

本市は、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいることから、このまちで生きがいを持って、安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、高齢者施設の充実や人材の確保、健康づくりを推進して参ります。

また、高齢者が持つ優れた技能や知識・経験などを活かし、様々な伝承活動を行っていきます。

介護サービス施設専門職の養成につきましては、市内の介護事業者においても、介護に従事する職員が不足し、事業運営にも支障をきたしている状況から、本年度は社会福祉協議会と連携し、「介護職員初任者研修」を開催して新規就労者の確保に努めます。

お試し暮らし事業の拡充につきましては、利便性の高い市街地における空き店舗や空き家、自然景観に恵まれた地域の空き家を調査し、お試し暮らし住宅の件数拡大について検討します。

民間賃貸住宅家賃助成の拡充につきましては、平成28年度より、市外からの転入者に対する年齢要件を廃止した助成制度を継続します。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、平成37年度に団塊の世代の方が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者が急増することが見込まれており、生活機能の維持・向上を図ると共に、高齢者が重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい並びに生活支援を一体的に提供する必要がある、「在宅医療と介護の連携」「認知症予防施策の推進」「生活支援と介護予防サービスの充実・強化」に引き続き取り組むと共に、介護事業者やNPO、エリアサポーター等のボランティアと協力しながら、高齢者が安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めます。

高齢者人材バンクにつきましては、各団体等から各分野の経験豊富な高齢者を推薦していただき、人材バンクとして登録し、地域や学校等の要請に応じて指導していただくよう派遣いたします。

健康づくり教室開催につきましては、町内会や老人クラブなどの地域組織に対し、保健師等による健康づくり教室を引き続き開催し、健康意識高揚の普及啓発に努めます。

また、地区担当保健師による訪問活動を実施し、引き続き支援が必要な高齢者には、医療や介護サー

ビスの利用に結び付けると共に、高齢者が元気に健康寿命を延ばしながら、安心して生活を送り続けられるよう、今後も支援を行っていきます。

地域医療の確保につきましては、医師・看護師・医療技術者等の必要な人材を安定的に確保し、北海道地域医療構想と整合性を図りながら策定した「新公立病院改革プラン」に基づき、地域の医療提供体制を踏まえつつ、地域医療の確保と経営安定化に取り組み、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりを進めます。

(4) 恵まれた自然環境と地域資源を活かした個性と魅力あるまちづくり

本市の自然の豊かさや炭鉱遺産など、特色ある地域資源や地元特産品などを効果的に活用し、まちの魅力を高めると共に都市部を含めた市外に対して、本市のPRを行います。

また、市民の自発的な公共活動を応援すると共に、年間市税の1%を上限額として、市民発案の施策を実現するなど、より一層、市民参加型のまちづくりを推進します。

炭鉱遺産公園整備につきましては、旧住友炭鉱立坑櫓周辺からズリ山展望広場を炭鉱遺産公園として整備するため、炭鉱遺産活用検討協議会で提案された基本構想案をもとに、財政状況を考慮して段階的に整備して参りますが、本年度は、あかびら市民まちづくり提案事業に基づく、市民参加によるズリ山展望広場の植樹と平成28年度からの繰越明許予算となる炭鉱遺産公園ガイダンス施設を整備します。

炭鉱遺産の世界遺産登録等の研究につきましては、北海道と自治体間連携により、日本遺産登録を目指すほか、本年度は、国等の文化財登録に向けた検討委員会を設置し、今後の取り組み方法等を検討します。

また、学芸員を中心として、遺産登録に必要な知識や情報、関係機関及び学術研究者等との連携が図られるよう、講習会や研究会等の参加を継続し、知識向上等に努めます。

空知川河畔整備につきましては、本市は東西に帯

状に長くまちが形成され、空知川が並行して流れ、こうした街並みは特徴的で珍しく、この魅力を活かすため、平成28年度に整備した日の出地区から市街地区の中央河岸花壇広場まで利用できるよう、引き続き遊歩道等の整備に関して国へ要請して参ります。

絶景マップ作成につきましては、平成28年度に実施したフォトコンテストの写真を素材として、本年度にマップを作成し、まちの魅力を発信します。

宿泊施設整備につきましては、本年度は、専門機関と連携しながら、本市におけるビジネス・施設見学・観光等のお客様の実態を調査し、将来的な市内における宿泊需要を推計し、適切な規模や客室機能、付帯施設などを整理し、宿泊施設の基本要件をまとめ、整備手法や誘致の素材とします。

ポケットパーク整備につきましては、商店街振興対策協議会が主体となり、また、地域おこし協力隊の力を活用しながら、平成28年度は、地元商店街のアンケート調査を実施しており、本年度は、その調査結果をもとに場所や規模、整備の目的について、地元商店街と協議して参ります。

A K A B I R A ベースによる地元PRにつきましては、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略会議及びみらい部会で行われた効果・検証による様々な意見を参考として、特産品推進協議会が主体となって課題解決を行いながら、観光案内所としてのPR並びに農作物等特産品販売の充実を図ります。

また、本年度は、商店街等の情報発信コーナーを設置し、市内への観光客流入を図り、入込状況や効果についても把握していきます。

さらに、農作物の販売につきましても、施設内スペースのリニューアルを図りながら、農業者が自主的に販売に関わる運営体制を確立します。

赤平映像PRにつきましては、本年度も赤平市移住プロモーション動画を活用し、首都圏や都市部で放映するほか、電車内広告を作成し、首都圏で本市のPR、さらに、市内道路沿いに各種支援策等を掲載した看板を設置するなど、様々な手法によって、

市内外において本市の情報を幅広く発信します。

まちづくり活動支援につきましては、平成28年度から「あかびら市民まちづくり提案事業」を募集いたしましたでしたが、本年度は中学生の提案事業の中から市民団体に採択された3事業を実施いたします。

なお、今後の募集に当たっては、もっと幅広い年齢層の方々から提案をいただけるよう、募集期間の拡大や提案様式の簡素化など工夫しながら継続して参ります。

また、各種団体におけるまちづくり活動を支援するため、「まちづくり活動推進事業補助金」「まちづくり・人づくり事業補助金」も継続します。

2 第5次赤平市総合計画

(1) すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

日本における人口減少や少子高齢化が全国的な社会問題となっており、結婚・妊娠・出産・子育てなど、若年層に対する切れ目のない支援、また、高齢者が地域で健康に暮らし続けることができる支援を行うなど、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要です。

保健事業につきましては、市民が元気に生き生きと暮らし続けるには、健康でなければなりません。一人ひとりが健康を意識した中で、自ら健康づくりを実践し、地域ぐるみで健康寿命を延ばしていくための取り組みが重要であり、健康相談、健康教育、講演会、イベント等を通じ、運動習慣や栄養、うつ自殺防止対策等に取り組みます。

また、喫煙対策並びに受動喫煙防止対策に引き続き取り組んで参ります。

生活習慣病の予防につきましては、若年期から誤った食生活や運動習慣、喫煙が強く影響し発症しており、若年世代からの健診受診率を向上させ、その結果をもとに生活習慣を改善し、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図れるよう、保健指導を充実します。

また、各種がん検診の受診率向上に努め、早期発見、早期治療に結びつくよう努めます。

さらに、感染症予防につきましては、感染とそのまん延防止について、正しい知識の普及啓発に努めると共に、各種予防ワクチンの接種推進と接種費用の助成を継続します。

母子保健事業につきましては、安心して子どもを産み健やかに育てていく環境づくりを進め、子育て家庭の不安や負担感を軽減するため、訪問や相談、乳幼児の各種健診により、発育状況のチェックと子育てに関する相談を行うなど、子育て支援を継続します。また、少子化対策として、妊娠を強く望む夫婦に対し、一般不妊治療費または特定不妊治療費の一部を助成し、治療費負担の軽減を図ります。

5歳児健康相談につきましては、子どもに関わる保健・福祉・教育の部署の各専門職が連携することにより、発達上、特に支援が必要な子どもを早期に把握し、連携体制で発達支援を行える環境を整備します。

介護保険事業につきましては、高齢者が健やかで尊厳のある生活を住み慣れた地域で続けられるため、NPOや大学など産学官共同事業の介護予防事業として、「まる元運動教室」「物忘れスクリーニング」を開催し、認知機能に心配がある高齢者に対しては、認知症予防教室等で適切な予防プログラムを提供し、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨を行って参ります。

また、認知症を正しく理解し、地域で支えていくことを目的に、「認知症サポーター養成講座」を開催し、引き続き介護予防と認知症対策に努めます。

さらに、本年度から訪問介護・通所介護が市町村主体の地域支援事業に移行するため、既存の介護事業所に加え、NPOやボランティアなど、地域主体で高齢者支援を行っていくことから、生活支援コーディネーターと共に、エリアサポーターや地域の方々と協力しながら、引き続き高齢者支援を進めて行きます。

地域医療体制の確保につきましては、公立病院として市民の健康と福祉の増進を図ることを責務と捉え、「新公立病院改革プラン」に基づき、患者を総

合的に診察する総合内科・総合外科として、外来から入院、在宅復帰まで一貫して、地域住民が安心して医療が受けられるよう、地域の基幹病院としての役割を担っていきます。

また、救急医療についても、市内唯一の救急指定病院として、出張医の確保も図りながら、医療体制の維持に努めます。

さらに、北海道地域医療構想により、中空知医療圏における回復期病床の不足解消に向けて、病床機能の一部転換を検討し、地域医療のさらなる充実に努めると共に、安定した病院経営体質の継続を目指します。

国民健康保険事業につきましては、皆保険制度の重要な役割を担っており、被保険者に対して安定的に良質な医療サービスを提供しなければなりません。

平成30年度には、都道府県が国保の財政運営責任者として、北海道が中心的な役割を担うこととなりますが、本市におきましては、保険給付等の業務を継続することから、北海道並びに北海道国民健康保険連合会と連携を図り、円滑な制度移行に向け作業を進めて参ります。

また、生活習慣病予防のため、引き続き特定健診や特定保健指導を実施し、受診勧奨を行います。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において安心した生活が送れるよう、福祉関係団体やボランティア組織などの協力を得ながら、高齢者を支える体制づくりを推進するほか、老人クラブ活動への助成や保養サービス事業、高齢者世帯等除雪費助成事業などを継続し、高齢者福祉施設とも連携を図りながら支援して参ります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法のほか、「第2次赤平市障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」に基づき、生活介護や就労継続支援、施設入所支援、日常生活用具の給付、更生医療給付等の各種障がい福祉サービスを実施し、障がいのある方の生活支援を行います。

また、全国的に手話奉仕員が不足している状況で

あることから、平成28年度に実施した「手話奉仕員養成入門講座」に続き、本年度は、「手話奉仕員養成基礎講座」を開催します。

保育所につきましては、本年度から就学前の第2子以降の乳幼児の保育料を無料化し、保護者の経費負担軽減を図るほか、園庭遊具の点検補修を実施するなど、安全な保育環境の整備に努めます。

また、開所時間の拡充や延長保育、一時保育などを実施しておりますが、今後も安心して子どもを預けることができる体制を整えるため、引き続き保育士確保に努めます。

子育て支援センターにつきましては、親子で遊びながら子ども同士の関わりや保護者同士の交流、育児相談など、気軽に話ができる場づくりとして利用いただき、また、障がいのある子どもや発達支援が必要な子どもの個別相談も実施しており、今後も専門機関と連携を図りながら、適切な支援の実施に努めます。

児童館及び児童センターにつきましては、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生については、児童クラブに登録いただき、午後6時まで利用できるなど、児童に健全な遊び場を提供し、心身共に健康に成長してもらえよう運営して参ります。

ひとり親家庭への支援につきましては、母子・父子自立支援員による相談業務等を通じて、各家庭の状況に応じた指導や助言を行い、仕事と子育てを両立しながら、安定した生活を送れるよう支援するほか、母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業などを継続します。

また、配偶者等からの暴力被害を受けた女性や子どもが、安全に暮らせるよう生活支援を行います。

地域防災につきましては、全国各地で地震や異常気象等がもたらす被害が発生しており、昨年、本市においても、台風による被害が発生いたしました。今年度も道路や河川の被害箇所の復旧対応に当たるほか、災害を教訓として、地域間、地域と行政間の連携強化について協議を進めます。

また、平成22年に作成した防災マップを更新する

ほか、防災備蓄品・災害時用小型発電機等を計画的に整備し、平成28年度に実施できなかった文京周辺地区を対象として、防災訓練を実施するなど、安心・安全な社会づくりを推進して参ります。

さらに、災害対策本部となる市庁舎については、平成28年度の庁舎耐震診断に基づき、本年度は、耐震化工事実施設計を実施します。

消防・救急救助につきましては、滝川地区広域消防事務組合の本部庁舎建替えに要する経費の一部を負担するほか、赤平消防署の広報車両を更新し、施設及び設備の強化を図ります。

また、職員の専門研修や消防団員確保に努め、地域住民の安心・安全な暮らしを守るため、消防力の強化を図ります。

砂防対策につきましては、西豊里町並びに若木町地区の地すべり対策事業の促進などについて、引き続き道に対して要請して参ります。

消費者対策につきましては、広報あかびらや市ホームページ、折り込みチラシなどを活用し、消費者にとって役立つ情報を市民の皆様提供し、また、消費者被害を未然に防止するため、消費生活相談室等で相談を受けながら、消費者保護に努めます。

交通安全対策につきましては、交通事故のない明るく安全なまちを目指し、既に交通事故死ゼロは1,100日を超えておりますが、引き続き各町内会や関係機関と連携し、各期の早期街頭啓発をはじめとする交通安全運動を行うなど、交通事故根絶に努め、交通事故死ゼロ2,000日を目標に掲げると共に、飲酒運転根絶に努めます。

(2) 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

本市においては、優れた技術力を持つ優良企業が存在しておりますが、就労者確保が大きな課題となっており、地場産業の存続と安定した経営を目指し、新たな企業の受け入れも含めて、設備投資や雇用拡大を図る企業に対して、企業振興促進条例に基づく支援を継続します。

また、将来の企業の発展を担う若者の人材育成と

企業間同士の産業連携や技術連携に繋がるよう、産業振興企業協議会の主体による「産業振興人財育成事業」により、リーダー研修を中心に行って参りましたが、本年度は、企業に入社して日の浅い社員を対象に、接遇・テーブルマナー・イベントへの参加研修を行い、社会人としての育成や郷土愛を育み、将来にわたって市内で活躍する人材育成に取り組むほか、外国人研修生及び実習生が増えており、日本語教育に取り組む企業に対して助成し、人財育成を図ります。

新製品開発等を支援する「チャレンジ・アレンジ産業振興奨励金」につきましても継続します。

さらに、地元の食料品や生產品、製造品の市民に対するPRや赤平の魅力を発信し、消費拡大を図るため、商工会議所、農業協同組合並びに産業振興企業協議会と連携を図りながら「産業フェスティバル」を開催します。

公共建設事業につきましては、統合中学校の校舍等建設の大型事業や平岸地域複合施設改修事業に着手するほか、引き続き、公的住宅や公園、道路、橋りょう等をはじめとする事業を行い、教育環境整備や市民の安心・安全社会の実現に向けた公共建設事業を実施しつつ、地元建設業者等に対する経済振興に寄与して参ります。

特産品の推進につきましては、本市の農産物や食料品、生產品などの地場商品流通ルートの発掘や広くPRするため、農業や商業の関係団体で組織する「赤平市特産品推進協議会」において、ふるさと小包セットの販売を継続します。

また、がんがん鍋やホットレッグなど、新たなソウルフードについては、道内外でのイベントや物産展においても非常に人気があって認知度も高まり、各店舗に訪れる方も増えているため、引き続きPRや販路拡大等に努めます。

さらに、通年で販売できる特産品が少ないため、農産物加工品の開発に取り組みます。

商業につきましては、店舗の閉鎖が相次ぎ空洞化が進んでおり、後継者問題も含め商店街振興対策協

議会を中心に協議を行い、中心市街地の活性化に努めます。

空き店舗につきましては、チャレンジショップを継続し、地域おこし協力隊が常駐して、新店舗の試行機会を設けると共に、催事や委託販売など、商店街の賑わいを創出します。

また、新たな商店街通信のWEB版を市内外に発信するほか、街並み形成のため、店舗の増築並びに外壁改修などに対する「店舗近代化促進事業補助金」を継続し、平成28年度のアンケート調査をもとに、商店街の環境美化についても、地元商店と協議して参ります。

さらに、市内商店の購買支援と地域商業の活性化を図るため、スーパープレミアム付商品券発行助成を継続し、本年度は販売箇所も増やします。

農業につきましては、農作業の効率化と品質向上のため、平成28年度の測量調査設計をもとに、本年度は、たきかわ農業協同組合と連携しながら、農業基盤整備工事を行います。

また、全国的に耕作放棄地等が増加しており、中山間地域における担い手育成等による、農業生産の維持を通じ、平地地域との生産条件の格差を是正するため、「中山間地域等直接支払事業交付金制度」を活用し支援するほか、高齢化や人口減少に伴う集落機能の低下によって、地域内の農業者が共同で取り組む活動に対する、「多面的機能支払制度」の活用、農地土壌への炭素貯留効果や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用し支援して参ります。

さらに、農業後継者に対し、農業経営や農業技術を習得するための農業研修や旅費などの経費を支援する「農業後継者サポート事業」を継続するほか、青年の就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の所得を助成する「北海道青年就農給付金事業」、普及宣伝支援事業並びに赤平市農村女性協議会に対する組織育成事業として支援し、JR札幌駅内のどさんこプラザや地元の産業フェスティバル、ふるさと納税返礼品などで、バストライスをはじめ

め、農業者と連携を図りながら、地元農産物や加工品を市内外にPRし販売して参ります。

林業につきましては、森林が持つ水源の涵養、国土の保全、木材の生産など、様々な機能を高度に発揮するため、植林及び間伐等による「森林環境保全整備事業」や生育していない無立木地、樹高の異なった複層林、混合林などの植林により、公益的機能や木材生産機能などを高めるため、森林所有者の負担軽減を行う「未来につなぐ森づくり推進事業」を行い、森林整備を推進します。

観光につきましては、市内唯一の観光施設となるエルム高原施設の緑豊かな自然環境と既存施設を最大限に活かし、自然に触れ合える手ぶらキャンプや謎解きゲーム、散策路の活用、冬の雪遊びイベントの開催など、効果的なソフト事業を推進すると共に、世界的な彫刻家である流政之氏の彫刻作品群の彫刻公園SAKIYAMAをPRして参ります。

また、市民並びに市外の方に対しても、エルム高原祭りやビアガーデンを継続し、施設の魅力を伝え新たな集客に繋がるよう努めます。

さらに、本市を代表する祭りの「らんフェスタ赤平」「あかびら火まつり」は、観光協会、関係団体並びに市民の参加など、大変多くの方々のご協力をいただき開催しておりますが、市民で作り上げるイベントとして、これまでの伝統を継承し、魅力ある個性豊かなイベントの充実に努めます。

「市民花火大会」につきましても、市民や企業などの皆様からの募金のご協力を得て、空知管内でも有数の花火大会に成長しておりますが、本年度も5,000発の花火を打ち上げていただくため、募金の協力を働き掛けて参ります。

また、学生地域定着推進広域連携協議会を通じて、あかびら火まつりへの学生の参加者を募り、イベントの盛り上がりと共に、学生に対し本市の魅力を実感していただきます。

季節労働者に関する対策につきましては、資格取得事業として、能力開発校に対する支援を通じ、赤平市・滝川市・芦別市・新十津川町・雨竜町で構成

する滝川地区通年雇用協議会において、季節労働者の通年雇用を促進します。

(3) 生きる力を育む生涯学習社会をつくりましよう

近年、教育関係法令の改正により、新しい教育委員会制度が導入される中、総合教育会議を中心に教育委員会と連携を密にし、学校教育及び社会教育の充実を目指しながら、教育環境の整備に努めます。

また、社会教育においては、「ゆとりある人生を求め、生涯にわたり楽しく学び、みんなでつくるわたしたちのまち」を目指し、利用者の立場に立った施設運営と施設の充実に努め、学びの場を確保します。

幼稚園教育につきましては、利用者負担の軽減や預かり保育を継続しながら、園児の健やかな成長を目指し、教育の充実を図ります。

小・中学校教育につきましては、全国・全道平均を下回る学力結果が続き、学力向上が重要課題となっておりますが、ICT機器等の教育備品の整備をはじめ、学力・学習状況改善を図るため、学習環境の充実に努めます。

社会教育施設につきましては、市民活動やサークル活動、各種講座・行事などを行うため、交流センターみらいと東公民館を拠点として、利用者が施設を快適に利用できるよう、施設の充実に努めます。

芸術・文化・歴史につきましては、引き続き文化協会等の関係団体と連携を図りながら、多彩な文化活動を支援するほか、市民が芸術・文化に触れる機会を提供します。

また、まちの文化や歴史を保存継承することは、地域文化の振興のみではなく、まちづくりの観点からも極めて重要であり、日頃より歴史や文化に理解を深める機会を拡充します。

青少年教育につきましては、学力向上や体力向上、いじめの未然防止、生活規律の重視、少年犯罪の未然防止など、これらを意識した指導を図るため、学校や警察署、健全育成団体等と連携して参ります。

また、あかびら市民まちづくり提案事業に基づき、子ども達の冬の遊び体験事業を充実します。

図書館につきましては、利用者のニーズに応じた図書整備を行うほか、読書週間事業や子供たちの施設見学等を通じて、読書習慣が身につくようPRを行うなど、利用者の増加に努めます。

社会体育につきましては、北翔大学との包括連携協定に基づき、「子ども体力測定・走り方教室」「市民スマイルウォーキング」を継続するほか、「水泳教室」やスポーツ振興と健康増進に努めると共に、本年度は、あかびら市民まちづくり提案事業に基づき、市営テニスコートに水飲み場を設置します。

(4) ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

本市は、前年より人口減少率がわずかに緩和され、出生者数は増加しておりますが、依然として全国を上回る速さで人口減少や少子高齢化が進んでおり、居住環境は生活の基本となるもので、安全・安心社会を実現するため、住宅や道路、橋りょう、公園等の長期的視点に立ったインフラ整備を計画的に進めます。

公的住宅につきましては、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」を基本に、計画的な建替えや改善・修繕により、良質な住宅ストックの形成と共に、持続可能な都市経営の観点から、人口規模に見合った適正な管理戸数を目指します。

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、平成28年度からの繰越明許予算として、11号棟1棟8戸の建設を行うほか、情勢変化に応じた今後の建替計画見直しのための、公営住宅等長寿命化計画改定を行い、公営住宅の吉野団地建替事業につきましては、平成31年度の建設に向けて、外構・造成設計及び吉野第一団地3棟8戸の除却を実施いたします。

既設の公的住宅につきましては、老朽化した住宅等の安全性・緊急性に対応した修繕や入退去時の補修を行うと共に、空き家の落雪対策や通路確保などに努めます。

また、計画的な改修により、住環境の改善や建物の延命化が図られる長寿命化改善事業として、平成28年度からの繰越明許予算として、緑ヶ丘第一団地の屋根改善のほか、青葉団地B棟の外壁及び屋上防水を行います。

民間住宅につきましては、住宅改修費用等の一部を助成する「あんしん住宅助成事業」を継続します。

移住・定住促進事業につきましては、総合戦略に基づく支援策や中古住宅の賃貸・売買の物件情報となる「住みかエール事業」、市外の方に赤平での暮らしを実際に体験していただくための「赤平おためし暮らし」を継続するほか、北海道移住促進協議会やなかそらち会議などを通じて、本市の各種支援制度や宅地分譲等の情報を盛り込んだパンフレットを活用し、道内外へPRして参ります。

国道につきましては、本市における主要幹線道路として、交通の安全性や産業活動等に寄与しておりますが、引き続き、滝川インターチェンジから赤平工業団地間の4車線化、並びに現国道の整備や適切な維持補修等について、国に対して要請して参ります。

道道につきましては、赤平奈井江線の道路整備や上流橋の老朽化が見られる赤平橋架換の事業促進などについて、引き続き道に対して要請して参ります。

市道につきましては、安全な通行確保や居住環境整備に向け事業を進めておりますが、本年度は、昨年度に引き続き、文京学園通、西文1条通の改良舗装工事や右岸通の舗装改修工事、錦町1条通排水整備工事、並びに北文本通のロードヒーティング改良工事を実施します。

また、既存道路につきましても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修や側溝整備等に努めます。

橋りょうにつきましては、「橋りょう長寿命化計画」に基づき、維持管理や更新を計画的・効率的に推進するため、本年度は、新成大橋ほか4橋の補修

工事や平成30年度の補修に向けた大谷沢2号橋並びに左大谷沢5号橋の実設計を行います。

公園につきましては、「公園施設長寿命化計画」を基本に、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が憩いの場として利用できるよう、整備保全に努めます。

本年度は都市公園改修事業などにより、翠光苑ほか3公園の遊戯・休憩・管理施設の整備のほか、コミュニティ広場のトイレ改修を実施します。

雪対策につきましては、全国的な局地的暴風雪など、不安定な気象状況ではありますが、冬期間の市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図るため、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や広報あかびら、市ホームページを活用しながら、除雪マナーの周知に努めます。

また、効率的な除排雪体制を維持するため、本年度は除雪ドーザ1台を更新します。

上水道につきましては、前年の台風災害により、多くの世帯で断水したことを教訓として、本年度は、取水場に予備の水中ポンプを配置するほか、配水管等の施設の計画的な整備を進め、安心・安全な水道水を供給するよう努めます。

また、未収金対策として、悪質な滞納者に対し、給水停止などの措置を執り、その回収に努めるなど、収入確保と経費節減に努め、経営健全化を維持します。

下水道につきましては、生活環境の向上と公共水域の水質改善、並びに雨水対策のため、安心・安全な生活環境を確保するよう、計画的な整備・保全を行うと共に、未水洗化世帯の解消に努めます。

一方では、公共下水道事業計画区域外の地域等における住宅に対して、合併処理浄化槽設置費用の助成を行う「合併処理浄化槽設置整備事業補助金」を継続し、環境衛生の向上や水質保全に努めます。

環境衛生につきましては、ごみ減量化対策として、適切な分別方法等を広報あかびら及び市ホームページで周知するほか、本年度は、「ごみボックス補助制度」を創設し、老朽化したごみボックスの更

新を促進することによって、環境衛生に努めます。

また、町内会等に対して、新聞・ダンボール・空きビン等の自主的な回収に対する助成を継続します。

さらに、「飲用水等確保事業補助制度」を創設し、水道が引かれていない地域等の井戸のポンプや除鉄機等の設置及び取替に要する費用の助成を行い、公衆衛生の向上と生活環境の改善に努めます。

(5) 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

持続可能なまちづくりを推進していくためには、市民・企業・団体・議会・行政が一体となった取り組みが必要であり、それぞれが持つ発想や行動を活かし、市民参加型のまちづくりを推進していくには、協働姿勢の意識を高めていかなければなりません。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略につきましては、オール赤平で施策の早期実現に努めると共に、引き続き総合戦略会議並びにみらい部会における、PDCAサイクルに基づく施策の効果検証を行っていただき、人口減少対策に取り組みます。

市民参加型のまちづくりにつきましては、「まちづくり講演会」並びに「あかびら市民まちづくり提案事業」を継続し、まちの活性化やまちづくりへの参加意欲を高めて参ります。

情報共有につきましては、まちづくりの基本であり、「定期的な住民懇談会」「こんばんは市長室」「市長がおじゃまします」を継続し、幅広い市民の声をまちづくりに反映します。

また、広報あかびらや市ホームページ等を活用するほか、重要案件に関しては、市民説明会やチラシを作成するなど、市民周知に努めます。

さらに、市外の方々には、動画や広告紙等を活用し、赤平の魅力を発信します。

地域コミュニティ活動につきましては、地域住民にとって最も身近な自治組織である町内会は、年々世帯数が減少し、町内会の運営も厳しくなっており、町内会の活動が縮小され、地域社会の連帯感

が失われないう、地域のコミュニティ活動を維持するため、本年度は「地域コミュニティ活動推進事業補助金」を増額するほか、「町内会街路防犯灯維持管理事業交付金」などを継続し、支援して参ります。

また、地域における共通課題を解決するため、引き続き赤平市町内会連合会の活動を支援します。

まちなかり親制度につきましては、市民にとって身近な公共空間である道路や公園等の市民ボランティアによる美化活動を促進するよう努めます。

広域連携につきましては、江別市内4大学と4市4町で構成されている「学生地域定着推進広域連携協議会」に基づき、インターンシップをはじめ各種事業を展開して参ります。

また、空知地域創生協議会及びなかとらち会議において、地方創生に基づく移住・定住促進に向けた企業情報や特産品・まちの情報など、各種事業を連携しながら、都市部を含めPRして参ります。

赤平市ふるさとガンバレ応援寄附金につきましては、市内関係事業者のご協力によって、寄附者に対する返礼品を開始して以降、多額の寄附金をいただいております。より一層、事業者と協議し、新たな返礼品を増やすよう努めるほか、本年度も積極的に都市部でのPRを実施します。

また、本年度は、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略施策の実施に向けた企業版ふるさと納税について、関係事業者と協議して参ります。

仮称札幌赤平会につきましては、札幌市を中心として本市に縁のある方が大勢居住されており、ふるさと赤平への思いを大切に持ち続けていただくため、交流会などを通じて交流を深めると共に情報提供等を行い、本市の応援のきっかけとなるよう、本年度は市民協力をお願いし、本会設立に向けた参加者名簿を作成します。

行財政改革につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標は、全て健全段階を維持し続けているものの、人口減少等によって、今後も厳しい財政状況が続くと予想され、各

種事業推進に当たっては、国・道などの効果的な財源確保に努めると共に、歳出においては、効率・効果的な予算執行を図るほか、財政状況を見極めながら、公共施設等総合管理計画に基づく事業を推進して参ります。

また、平成28年度決算から、統一的な基準による財務書類等を作成します。

Ⅲ むすび

以上、平成29年度の市政執行に当たりまして、私の所信を申し上げましたが、本年度も本市の最重要課題である人口減少対策に向け、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づく、新規・継続施策を実行すると共に、未実施の施策に関しては、市民や事業者、関係団体との連携が必要な施策が多く、具体的な展開方法をしっかりと協議し、早期実現に向け努力して参ります。

本市には、優良企業が存在し働く場となる「しごと」があり、小規模なまちだからこそ人情味溢れた「ひと」の繋がりがあり、自然に恵まれた「まち」です。

将来を担う子ども達の希望を叶え、高齢者が安心して暮らせるよう、市民の皆様が誇れるまちを目指し、総合計画の将来像が示す「あふれる笑顔 輝く未来を創造するまち」に向かって、オール赤平で持続可能なまちを創生するため邁進して参りますので、引き続き、市民の皆様並びに市議会議員各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成29年度市政執行方針とさせていただきます。

○議長（北市勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育行政執行方針について、教育長。

○教育長（多田豊君）〔登壇〕 1. はじめに

平成29年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、赤平市教育委員会の所管行政の執行に関する方

針について申し上げ、市議会並びに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、赤平市の教育を取り巻く状況については、関係法令の改正による新しい教育委員会制度が導入され、総合教育会議を中心に市長と教育行政が連携し、赤平市の教育課題にそれぞれの役割を果たし、教育環境の充実に取り組んでおります。

また、主要な教育施策の児童・生徒の学力向上については、全国学力・学習状況調査が実施されて10年を経過し、本市においては一層の学力向上策を講ずるとともに、次期学習指導要領の改訂が進む中、周到的な準備に取り組んでまいります。

さらに、赤平市立小・中学校適正配置計画については、人口減少に伴う児童・生徒数の推移或いは教育条件の変化の対応に遅れをとることなく、適切な整備を図ってまいります。

なお、社会教育においては、第5次赤平市社会教育中期計画が策定後3年を経過し、折り返しのための見直しを行います。特に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略に係る炭鉱遺産公園構想における文化財保護事業を重点とした施策の推進に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、赤平市の子どもたちが大きな夢と希望を持ち、それぞれの年代の成長に応じたチャレンジを続け、たくましく生き抜いてゆくための教育環境づくりに努めるとともに、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の主要事業59事業のうち、11事業を担う教育行政として、総合行政における市政の一翼を担うという気概を持ち、地方公共団体としての教育政策の方向性を市長とともに共有し、一致して行政執行に当たるべく、ここに平成29年度赤平市教育行政執行方針をお示しいたします。

2. 豊かな学びを実現する学校教育の推進

現在、教育課題やそのあり方が急速に変化していますが、改めて学力・体力の向上、心を育てる教育など、これまで取り組んできたさまざまな学びの姿を顧みるとともに、児童・生徒一人ひとりが社会で

生きて行くために必要な力を保障するために、学校が一体となって発揮する学校力・教師力の強化を図り、豊かな学びを実現してまいります。

先ず、小中学校の学力向上対策についてです。

本市の児童・生徒の学力・学習状況は、学校における他の評価方法とともに全国学力・学習状況調査及び標準学力検査の結果にもとづき、状況の把握と赤平市学力向上プランの策定による改善方策を講じてまいりました。

また、全国学力・学習状況調査では、教科に関する調査だけではなく、児童・生徒に対する質問紙調査も実施しており、学習に関する関心・意欲・態度や自尊意識なども把握し、教育活動の指導につなげております。いうまでもなく、全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、国レベルの教育施策の成果と課題の検証等を目的に行なわれておりますが、赤平市にとりましても本市の子どもたち一人ひとりの学習到達度・理解度を把握し、教師による指導の充実や改善に役立てる拠りどころとしても大切であると考えております。

これまで、市の広報やホームページでその結果の公表を行うとともに、道教委の指定を受けた地域の学力向上支援事業を実施し、各小中学校では、授業での目標提示や振り返り、ノートの取り方、家庭学習の具体的な手引き、学習規律・生活規律の確立、放課後学習、パワーアップ教室などに取り組んでおりますが、本年度は新規事業として学生ボランティアを活用した子ども塾を含む学習活動のサポート事業を実施するなど、積極的な学力向上対策を講じてまいります。

次に、体力の向上についてです。

小学校5年生と中学校2年生の男女児童・生徒の全てを対象に8種目の実技調査と質問紙調査を行う全国体力・運動能力・運動習慣等調査が行われて4年経過しましたが、本市の平成28年度調査結果は、総合得点で全道・全国平均を下回りました。しかし、調査項目によっては、小中学生男女とも全国や

全道を上回る項目もあり、健やかな心身の育成をめざしなお一層の取り組みを行ってまいります。

また、市内小中学校全ての学年において、全国調査と同じ8種目の実技調査を行う新体力テストに取り組むとともに、各小学校では休み時間の縄跳びや児童会による全校遊びなどを行い、学校ごとに工夫を凝らした一校一実践を行っております。

さらに学校以外においても、「こども体力測定会・走り方教室」をはじめ、キックベースボール大会やミニバスケットボール大会など社会教育プログラムへの積極的な参加促進にも努めてまいります。

今後とも、本市の児童・生徒の体力・運動能力の状況を把握しながら、新たに策定した赤平市体力向上プランに基づく継続的な検証サイクルを踏まえた運動習慣・生活習慣の改善により、体力の向上を図ってまいります。

次に、道徳教育についてです。

道徳が特別の教科として位置づけられたことを踏まえ、各学校では道徳教育の全体計画など諸計画の見直しや授業改善を進めております。特に、新年度は平成30年度の小学校における「特別の教科・道徳」の実施に向け、道徳科教科書の採択を行ってまいります。

子どもたちが互いに尊重し合い、基本的な倫理観や規範意識、思いやりや美しいものに感動する心を育むとともに、自らの生き方を主体的に考えることができる力を養うための道徳教育の充実を図ってまいります。

次に、学校給食についてです。

児童・生徒の心身の健全な発達と正しい食習慣に資するとともに、豊かで明るい学校生活を送るため、学校給食は教育活動の一環として実施しております。

また、食の重要性を理解する農業体験や望ましい食習慣を育成する食育の推進は、食への感謝や学習意欲を高め、学力の向上にもつながる大切な要因であり、積極的にすすめてまいります。

さらに、安全安心な給食の提供については、衛生

管理の徹底とともに昨年策定した赤平市の学校給食における食物アレルギーの対応指針に基づき、各学校でも学校経営計画に位置づけてまいります。

加えて、昨年来、他市において学校給食施設にアスベストを含有する煙突用断熱材の使用状況が問題になりましたが、本市では速やかに調査を行い、劣化・飛散の恐れがないことを既に確認しておりますが、引きつづき適切な点検を行ないながら安全管理に努めてまいります。

なお、給食費会計の公会計化については、平成29年度に移行期間として学校経由で給食費を市会計に納入する方式を導入し、平成30年度からを予定として完全公会計化に向けてまいります。

次に、いじめ問題についてです。

いじめ防止対策推進法の施行から3年が経過し、本市においても各小中学校にいじめ防止基本方針と防止対策の組織を設置するとともに、赤平市いじめ防止基本方針を策定し、条例の制定、付属機関の設置により整備を図ったところです。

また、全国的ないじめの認知件数が、都道府県の間で最大約26倍の開きがあるなど、教職員のいじめに対する認知漏れの状況が指摘されていることから、本市ではいじめの未然防止、早期発見、早期対応という従来の取り組みに積極的認知と適切な対応を加え、教職員による気づく力の高まりを促してまいりました。

いじめ問題は、児童・生徒が一日の大半を過ごす学校という生活の場で起こっており、背景や原因としては様々な要因が考えられますが、学校においては管理職を中心に教職員間で組織的に共通理解を図りながら、状況によってはスクールカウンセラー等の外部の専門家の力を仰ぎ、適切な対応をすすめております。教育委員会としては、毎年6月、11月に市内の全児童・生徒を対象に行っているいじめアンケート調査の結果を把握し指導・助言を行うとともに、今後とも市内小中学校の児童・生徒の代表で構成する赤平市子ども会議の開催など、積極的ないじめの未然防止と解消に向けた対策を講じてまいりま

す。

次に、体罰の防止についてです。

本市においては、毎年、教育委員会が主体となり、直接児童・生徒、保護者、教職員を対象にアンケート調査を行い体罰の把握に努めてまいりましたが、これまで通常の指導の範囲内である注意・叱責などの事例はあったものの、体罰事故の発生はありませんでした。

一方、全国的な体罰の発生状況ですが、学校種別では中学校の発生が多く、教員の年代では40代と50代、発生場面は授業中と放課後が多いといわれております。体罰を行った教員が感情のコントロールをできなかったことや指導の範囲内だと思っていたなど、体罰に対する理解が十分でなかったことが原因となっています。体罰防止の徹底を図るため、今後も学校での研修を適切な時期に効果的に行うなど未然防止に努めてまいります。

次に、不登校についてです。

不登校の児童・生徒数は全国的に3年連続で増加傾向にあり、本市においても数名の不登校の生徒がおります。不登校の対応として、児童・生徒が休み始めた早い段階で、一人ひとりの状況に応じた対応が大事であるといわれておりますので、不登校が生じない魅力ある学校づくりとともに、休みが続く児童・生徒に対して、個別の支援シート、プランを作成し早期の解決に努めてまいります。

なお、昨年成立した教育機会確保法の立法の趣旨による不登校対策に努めるとともに、スクールカウンセラーや青少年センター指導員の対応と適応指導教室への通所支援についても学校、家庭、関係機関と連携し具体的な取組の推進に努めてまいります。

次に、特別支援教育についてです。

特別な教育的支援が必要な児童・生徒の就学の決定については、その保護者の意見とともに学校、保健・福祉、教育委員会による赤平市教育支援委員会及び特別支援教育連携協議会において専門的知識を有する委員の意見を聴き判断されておりますが、本年は特に、昨年施行された障がい者差別解消法を踏

まえた特別支援教育の充実にも努めてまいります。

また、小学校の通常の学級に在籍し、ことばや心身の発達に課題のある児童のための通級指導教室についても、積極的な活用を図るよう指導や相談にあたってまいります。

次に、児童・生徒の安全確保についてです。

まず、児童・生徒の非行と被害の防止については、主に学校以外の生活の場で被るコミュニティサイトやインターネットトラブルをはじめ、有害な環境での不良行為、薬物乱用などの危険、児童虐待や登下校時の交通安全、不審者による前兆事案など様々な被害が危惧されています。

児童・生徒の生命、身体の安全確保・危険回避については、学校や警察署、防犯や交通安全の市民ボランティアの安全指導により実施されております。各学校では登下校時の挨拶運動に取り組んでおりますので、広く地域住民による見守り活動にも期待しつつ、教育委員会と各小中学校による適切な注意喚起に努めてまいります。

また、昨年夏の連続台風による自然災害を教訓として、各小中学校においては、火災・震災を含む防災訓練を実施しながら、各種災害から危険を回避する意識の涵養を図ってまいります。

次に、赤平市立小・中学校の適正配置計画についてです。

まず、赤平市立中学校の適正配置計画の進捗状況についてですが、関係者・関係機関の協力により、今年度赤平中学校・赤平中央中学校統合後の新しい学び舎となる新校舎建設工事を、旧赤平高校跡地において着工いたします。

また、統合中学校のグラウンド整備は、すでに昨年11月に完成したところですが、新校舎竣工前の平成30年4月1日に現赤平中学校施設に統合する両中学校においては、新しい教育課程の編成をはじめ統合を契機に生徒数が増加する学年複数学級の強みを生かし、活力ある学校運営を推進するため、教職員挙げて諸準備に取り組んでおります。

なお、小学校統合に関する赤平市立小・中学校適

正配置計画の後期計画の変更につきましては、総合教育会議での協議と保護者・関係者など広く市民の意見を求めるパブリックコメントを経て、最終的には市内小学校一校体制も視野に統合小学校の新築を基本とした変更計画案を策定いたしましたので、児童数の推移を勘案しながら、本年度より各小学校の保護者説明会及び住民懇談会などで、丁寧な説明及び意見交換を開始いたします。

次に、コミュニティ・スクールについてです。

地域に開かれた学校ということでは、これまでも学校運営に市民の理解と信頼を得る取り組みをしてまいりましたが、地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせて子どもたちの成長を支えるための新しい仕組みとして、地教法にもとづく学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりをめざし、コミュニティ・スクールの導入を図ってまいります。

赤平市においては近年、小中学校の統廃合が進み校下の通学区域が広域化し、従来の学校を支える仕組みは地域の実情に合わなくなっていることもあり、地域が学校運営に参画する持続可能な仕組みと地域コミュニティづくりの構築ができるよう努めてまいります。

まず、学校運営全体を協議する学校関係者評価委員会を発足させ、会を構成する保護者代表、学校評議員、地域住民、学校関係者による会議を重ねながら、将来的に学校運営協議会に発展させてまいります。既に、赤平市立学校管理規則の改正を行ない、学校関係者評価を実施すべく準備を進めておりますが、既存の仕組みや機能を生かしながら段階的にコミュニティ・スクールの導入を図ってまいります。

次に、幼稚園教育についてです。

赤平幼稚園では、遊びを中心とした幼稚園生活を通し、園児一人ひとりの発達のために幼稚園での学びと家庭生活の連続性を踏まえ、健やかな成長のための幼児教育を行っています。

幼稚園においても近年は母親の就労形態の変化があり、預かり保育を実施するなど、比較的長時間の

保育を行い時代の変化に対応しつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を育んでおります。

また、赤平市子ども・子育て支援計画の基本方針として定めた幼保連携型認定こども園への移行を想定し、福祉部局とも連携してまいります。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略についてです。

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略を構成する主要事業のうち教育関係の事業については、前年度から行っている事業の継続と新年度新たに取り組む新規事業がありますが、地方創生に資する教育政策として人材育成と定住促進を期待し、貸付金の返還を免除する奨学金制度、また、市外の高校へ通う本市の生徒への就学支援である高校通学費等助成、さらには確かな学力を育み、分かりやすく効果的な授業を実現するICT活用のための備品の配置、加えて小中学校統合に係る学校施設整備事業などを継続するとともに、本年度の新規事業としては、子ども塾を含む長期休業中や放課後の学習活動の支援を行う学生ボランティア事業を実施してまいります。

いずれの事業も本市の人口減少の克服と地方創生に向け、若者や子育て世代が安心して暮らし、子どもを生み育てられる教育環境の充実に結びつくように各事業を推進してまいります。

次に、教職員の服務規律の保持についてです。

教職員による飲酒運転、体罰、わいせつ行為などの不祥事は報道されているとおり後を絶たない状況であります。本市では校長会を通して注意を喚起してきたところですが、直接、児童・生徒の教育に携わる教職員は児童・生徒や保護者のもとより、地域住民の信頼にこたえるため、より高い倫理意識が求められています。

本市の教職員は、各職場ごとにコンプライアンスの確立をめざし職場研修を実施するなど意識改革に努めておりますが、学校教育への信頼を損なうことのないよう不祥事の未然防止と服務規律の保持に万全を期してまいります。

3. 学び合いで地域力を育む社会教育の推進

社会教育の推進については、市民の主体的な学びを通し自らの人生を豊かで楽しいものにする事で、人々や地域のつながりを強める意義があります。

地域コミュニティの低下が懸念される中、社会教育・生涯学習の果たす役割は重要であり、個人の趣味や知識の充足だけでなく、まちづくりなど地域社会の形成にとっては大切な営みとして今年度も社会教育の充実に努めてまいります。

まず、青少年教育についてです。

青少年期は人間形成を育む時期であり、赤平市は青少年育成連絡協議会と社会教育行政が一体となり、ふるさと少年教室や夏季・冬季のスポーツ大会、子どもまつりなど学童期の子どもたちを対象とした事業を実施しております。

いじめ問題や学力・体力の向上など学校教育・家庭教育における課題も、社会教育の場に参加する子どもが同じ赤平市の子どもたちであることを考えると、青少年教育にも共通する課題として重視されなければなりません。各事業の目的の達成とともに、思いやりや礼儀の励行、時間の厳守など生活や学習活動上の規律の問題として、特段の指導に努めてまいります。

また、青少年の校外生活の指導に当る青少年センターは、地元警察署との連携をはじめ、校外指導連絡協議会や防犯・交通安全を目的とする市民団体とも連携し適切な安全の確保に努めてまいります。

次に、公民館活動についてです。

さまざまな講座・教室・サークル活動の場として東公民館・交流センターみらいなどは、幅広い世代に利用されており、市民が集う・学ぶ・つなぐための社会教育施設として、文化・教養を育む大きな役割を担っています。

今後とも、身近な生涯学習を推進するため、市民の学習ニーズに合った講座や機会事業のテーマを開発するとともに、施設管理においても親しみやすい利便性の高い施設運営をしてまいります。

次に、図書館と読書活動についてです。

本市の図書館は公立図書館の設置・運営を定める図書館法にもとづいてその役割を果たしておりますが、昨今は全国各地の公共図書館が、民間の柔軟な発想と手法による図書館運営を委託する指定管理者制度の導入や新聞・雑誌の購入費を企業などに負担してもらうスポンサー制度を導入するなど、各自治体が市民の利用促進に向けさまざまな工夫を凝らしています。

本市の図書館では、乳幼児に絵本を贈るブックスタート事業をはじめ、子どもの読書意欲の向上に資する学校移動図書のほか、読書週間事業として朗読とギター演奏を組み合わせた朗読会などを実施しております。

これからも市民の知的ニーズに応える公共図書館をめざし、図書館職員やボランティアなどの人材面でも、図書館運営のノウハウを蓄積させることで、地域に根ざした読書環境づくりに努めてまいります。

次に、芸術・文化活動、文化財保護についてです。

地域文化の振興を担う赤平市文化協会を中心にした文化活動は、サークルや同好会会員の減少、高齢化が進む中、市民総合文化祭、東公民館まつり、みらいまつりをはじめ、個々の連盟、サークル等の発表会が活発であり、多様な文化活動は赤平市民の元気な姿を表す活動として、文化の向上とともに積極的に推進してまいります。

また、今年度の文化財保護行政は、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略の施策である炭鉱遺産公園整備事業について、市の関係部局と緊密な連携を図りながら施設整備及び保存活動に努めるとともに、旧住友赤平炭鉱立て坑櫓を中心とした関連施設の国指定文化財等の認定を目的とする委員会の設置を検討してまいります。

次に、体育・スポーツについてです。

赤平市の体育・スポーツは、総合体育館を拠点にスポーツの振興を中心的に担う体育協会やスポーツ推進委員により、積極的なスポーツ活動が行われて

います。

子どもたちがプロスポーツ選手と触れ合い、夢と感動を体験し、さらに技術の向上を目的とした「こども野球教室」の開催をはじめ、北翔大学との連携事業では、子どもたちの体力向上をめざす「体力測定会・走り方教室」や健康増進と病気予防を所管する市の担当課と共同開催する「市民スマイルウォーキング」を実施します。

また、誰もが楽しむことができる「軽スポーツ・ニュースポーツ大会」の開催など、ジュニアからシニアまで誰もが参加できる幅広い年齢層のスポーツ振興に努めます。

4. むすび

学校教育においては、平成32年度から小中高等学校と順次導入される次期学習指導要領の改訂をはじめ、諸々の教育改革が進んでおりますが、本市では教育における不易と流行を見極め、将来の展望と理想の実現に向かい、しっかりと赤平市の教育を進めてまいります。

また、本市の学校統合により中学校が一校体制の予定になっておりますが、今年度から始まる小学校統合の検討にあたりましては児童数の推移のみならず、小学校と中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた系統的な教育の考え方を重視し、義務教育が掲げる目的をより良く養ううえで、意義のある教育環境の醸成に努めてまいります。

さらに、ふるさと赤平、ものづくりのまち赤平に関する教育については、小中学校とも総合的な学習の時間、特別活動などの全体計画にもとづき、赤平ならではの産業・歴史・地域に関する教育を行っており、本市が設置する公立小中学校として、赤平市の未来を担う人材を育てるうえで大切な教育活動であり、一層の充実に取り組んでまいります。

公教育として行われている社会教育には、一人で完結する個人学習の分野もありますが、周囲との関わりの中で学び合うことの社会的効果も期待するものです。学び合いを通して人と人との絆をつくり、学びをより深めて行くという好循環こそ社会教育の

目的の一つとして大切にしていまいります。

以上、平成29年度の教育行政執行方針を申し述べました。

本市の教育の振興と発展のために全力で取り組んでまいりますので、議会をはじめ、市民のみなさまの教育行政に対する一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第6 議案第169号赤平市個人情報保護条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第169号赤平市個人情報保護条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月9日に公布され、政令によりその一部が平成29年5月30日に施行されることとなっておりますが、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用しました情報連携に関する規定の整備といたしまして番号法の第19条第8号や第26条が追加されたことなどから、赤平市個人情報保護条例、赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び赤平市情報公開・個人情報保護審査会条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市個人情報保護条例の一部改正でございますが、第2条につきましては用語の意義を規定してございますが、法第26条の追加に伴い字句を加えるものでございます。

第20条の2につきましては、自己に関する特定個人情報の利用停止請求権につきまして定めてござい

ますが、法第26条の追加に伴い引用中の条が繰り下げられておりますので、字句を改めるものでございます。

第24条の2につきましては、情報提供等記録の提供先等への通知につきまして定めてございますが、番号法第19条第8号が追加されたことに伴い字句を追加するものでございます。

第27条につきましては、他の制度との調整につきまして定めてございますが、引用してございます赤平市情報公開条例に条例番号と説明を加えるものでございます。

第30条につきましては、罰則につきまして定めてございますが、整合性を図るため、引用している条項を改めるものでございます。

第2条関係は、赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございますが、第1条は条例の趣旨、第5条は特定個人情報の提供につきましてそれぞれ定めてございますが、番号法第19条第8号の追加に伴い引用中の号が繰り下げられておりますので、字句を改めるものでございます。

別表第1につきましては、個人番号を独自利用する事務につきまして定めてございますが、4の項中の規則名の説明に公布年をつけ加えるため、字句を改めるものでございます。

別表第2につきましては、庁内の同一機関内で特定個人情報の連携を行う場合の事務につきまして定めてございますが、3の項、12の項、16の項及び19の項につきましては、法律名に法律番号等の説明を加えるなど字句をそれぞれ整理するものでございます。

第3条関係は、赤平市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正でございますが、第2条につきましては所掌事項につきまして定めてございますが、法第26条の追加に伴い引用してございます条が繰り下げられておりますので、字句を改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第169号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第7 議案第170号公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第170号公益的法人等への赤平市職員の派遣等に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて地域の振興、住民生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的といたしました公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されておりますが、法に基づき本市におきましても効率的かつ効果的な行政サービスを提供するため公益法人等へ職員を派遣することができることとし、あわせて当該職員の処遇等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以下、条ごとに説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例の趣旨を規定したものでございまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の

規定に基づきまして必要な事項を定めるものとしたものでございます。

第2条につきましては、職員の派遣につきまして規定してございますが、職員を派遣することができる団体、そして派遣することができない職員等につきまして定めたものであります。

第3条につきましては、派遣職員が職務に復帰する場合につきまして定めたものでございます。

第4条につきましては、派遣職員の給与につきまして規定してございますが、派遣職員に対しまして給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を支給することができるものとして定めたものでございます。

第5条につきましては、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例につきまして規定してございますが、派遣先団体の業務を公務とみなすとして定めたものでございます。

第6条につきましては、派遣職員の復帰時における処遇につきまして規定してございますが、派遣職員が職務に復帰した場合、職務の級等について他の職員との均衡を失しないよう調整を行うことができるとして定めたものでございます。

第7条につきましては、派遣職員の退職時における給料月額調整につきまして規定してございますが、退職手当の算定の基礎となる給料月額につきましては、他の職員との均衡を失しないよう調整を行うことができるとして定めたものでございます。

第8条につきましては、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならないと定めた報告の規定でございます。

第9条につきましては、条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるとした委任の規定でございます。

附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） ただいま170号の説明ありましたけれども、1点お聞きします。

公益的法人等への赤平市職員の派遣等ですけれども、公益的法人等とありますが、当市において当てはまる団体、どのようなものになりますか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 法律では、一般社団法人、一般財団法人、一般地方独立行政法人のほか、政令で定める法人といたしまして医療法人など108の法人を定めておりますけれども、北海道や他市町村の制定の状況を見ても社会福祉協議会や社会福祉事業団、観光協会が見受けられまして、また当市におきましても過去に社会福祉協議会に派遣していた時期もございますので、このようなところが想定できるのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 社協と事業団と観光協会ということ今挙げられましたが、社協など、これ一般行政職以外の職員、技術職なんかも、例えば看護師さんとか介護士さんとか、そういった技術職の方、特別職というのでしょうか、も当てはまるという理解でよろしいですか。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 派遣先での業務にもよると思いますけれども、その業務の全部、または一部が当該地方公共団体の事務、または事業と密接な関連を有するものということとし、さらに当該地方公共団体がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるというふうに法で定めておりますけれども、この法でうたわれておりますとおり事務職だけではなく、今お話あった資格を持った事務職以外も対象となるとい

うふうに考えているところでございます。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第170号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第8 議案第171号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第171号職員の勤務時間及び休暇に関する条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、育児休業等に係る子の範囲を拡大するとともに、介護時間の新設、介護休暇の分割などから規定の整備が必要でございますが、総務省自治行政局公務員部長より条例参考例の通知もございましたことから、本条例の全部改正を行うもので、関連する条例につきまして一部改正をするものでございます。

条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

条例の題名でございますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に改めるものでございます。

第1条につきましては、条例の目的を規定してございます。

第2条につきましては、1週間の勤務時間につきまして規定してございます。

第3条及び第4条につきましては、勤務時間を割り振らない週休日及び勤務時間の割り振りににつきまして規定してございます。

第5条につきましては、週休日の振りかえ等につきまして規定してございます。

第6条につきましては、休憩時間につきまして規定してございます。

第7条につきましては、正規の勤務時間以外の時間における勤務につきまして規定してございます。

第8条につきましては、時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置の対象となるべき時間でございます。時間外勤務代休時間につきまして規定してございます。

第9条につきましては、育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務につきまして規定してございます。

第10条につきましては、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきまして規定してございます。

第11条につきましては、休日につきまして規定してございます。

第12条につきましては、休日の代休日につきまして規定してございます。

第13条につきましては、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇と休暇の種類につきまして規定してございます。

第14条につきましては、年次有給休暇につきまして規定してございます。

第15条につきましては、病気休暇につきまして規定してございます。

第16条につきましては、特別休暇につきまして規定してございます。

第17条につきましては、介護休暇につきまして規定してございます。

第18条につきましては、介護時間につきまして規定してございます。

第19条につきましては、組合休暇につきまして規定してございます。

第20条につきましては、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認につきまして規定してございます。

第21条につきましては、規則への委任につきまして規定してございます。

次に附則でございますが、附則第1項といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、附則第2項は赤平市職員の給与に関する条例の一部改正、附則第3項は赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正、附則第4項は赤平市水道事業職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正でございますが、条例中に引用してございます条例名、条文等を今般の全部改正に伴い整理するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第171号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第9 議案第172号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第172号赤平市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護休暇を3回まで分割して取得できるようにする、介護のため1日の勤務時間を2時間まで短縮できるようにする等の措置を講ずるものとして、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、この改正法等を踏まえ、職員の育児休業等に関する条例の参考例等の送付が総務省自治行政局公務員部長通知としてござい

ましたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条につきましては、条例の目的を規定してございますが、基づく法の条項を追加するものでございます。

第2条につきましては、育児休業をすることができない職員を規定してございますが、非常勤職員の規定をしております第3号につきまして削除するものでございます。

第2条の2につきましては、育児休業法第2条第1項の条例で定める者の条として改めるものでございますが、里親である職員に委託されている児童のうち当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者等に準ずるものにつきまして定めたものでございます。

第3条につきましては、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情につきまして規定してございますが、家事審判事件が終了した場合などつけ加えるため号を追加するなど、整理するものでございます。

第7条、第8条、第9条及び第10条につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合であっても育児短時間勤務をすることができる特別の事情、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態、育児短時間勤務の承認の取り消し事由の規定といたしましてそれぞれ追加いたしまして、これまで育児休業をした職員の退職手当の取り扱いにつきまして定めてございました第7条を削除するものでございます。

第11条につきましては、見出しを部分休業することができない職員とし、育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員として条文を整理し、3条繰り下げたものでございます。

第12条につきましては、部分休業の承認を規定し

てございますが、勤務時間等条例による介護時間の承認を受けた職員をつけ加え、さらに非常勤職員に関する項を削除するなど改め、3条繰り下げたものがございます。

第13条につきましては、部分休業している職員の給与の取り扱いを規定してございますが、3条繰り下げたものがございます。

第14条につきましては、部分休業の承認の取り消し事由を規定してございますが、引用している条を改め、3条繰り下げたものがございます。

第15条につきましては、委任を規定してございますが、3条繰り下げたものがございます。

附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第172号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第10 議案第173号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第173号赤平市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明を申し上げます。

病院等に勤務する職員の特殊勤務手当や愛真ホームに勤務する職員で直接介護に従事する職員に係る特殊勤務手当につきましては本条例で定めているところでございますが、深夜看護に従事する看護師等の手当につきまして人事院規則に準じ改め、愛真ホ

ームに勤務する職員に係る規定につきましては、愛真ホームの移譲に伴い削除するなど改正を行うものがございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表につきましては、特殊勤務手当の支給額について定めてございますが、人工透析に従事する医師の手当について日額1万5,000円として改め、深夜看護に従事する看護師等の手当につきましては、その勤務時間が深夜の全部を含む勤務の場合を加え、愛真ホームの移譲に伴いまして、愛真ホームに勤務する職員で直接介護に従事する職員に係る規定の削除をするものがございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

木村議員。

○1番（木村恵君） 173号について質疑したいと思っておりますけれども、今回その勤務時間が深夜の全部を含む場合の金額が1回6,800円というのが新しく追加されたということですのでけれども、これ病院事務長に直接お聞きしたいのですが、現在の勤務体系というのは3交代制になっていると思います。実態としては準夜勤、深夜勤が連続しているという状況もあると思っておりますけれども、この条例改正の施行日から2交代制に変えるという考えでしょうか。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） お答えいたします。

病棟に勤務する職員につきましては、これまで日勤、準夜勤、深夜勤の3交代制をとっておりましたけれども、現状の勤務実態に合わせまして準夜勤と深夜勤を統一して、新たに夜勤として2交代制に変更をするものがございます。あわせて、今回の改正に伴いましてあかびら市立病院の職員の服務規程に

つきましても病棟に勤務する職員の条項につきまして一部改正を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） であれば納得するところなのですけれども、3交代制から2交代制ということで、今回のことでこれ給与面というのはいずれにしても改善になる、つながるとは思うのですけれども、3交代から2交代というのは今、その前にもありましたけれども、労働時間ですとか残業時間とか、そういったところには逆行する考えになるのかなという気もいたします。いずれにしても、給与面改善されたということですので、引き続き労働時間とか労働環境のほうも改善していただきたいと思います。これ要望でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北市勲君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第173号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第173号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項により、議長において、若山議員、向井議員、伊藤議員、獅畑議員、御家瀬議員、植村議員、竹村議員、五十嵐議員、木村議員、以上9名を指名いたします。

○議長（北市勲君） 日程第11 議案第174号赤平

市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第174号赤平市特別会計条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

住宅建設の促進及び市内定住化を目的として良質な宅地の供給を図り、地域整備と一体となった宅地開発を推進するをいたしまして、土地造成事業特別会計を設置し、翠光分譲地が3区画、美園分譲地が1区画、福栄分譲地が2区画の分譲を進めておりましたが、ここ数年実績がなく、残っている事業につきましては一般会計において実施可能でありますことから、今般土地造成事業特別会計を廃止することといたしましたことから、本条例の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条につきましては、特別会計の設置につきまして規定してございますが、土地造成事業特別会計を定めてございます第1号を削り、第2号から第5号まで1号ずつ繰り上げるものでございます。

附則でございますが、第1項といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、第2項といたしまして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第174号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第174号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(北市勲君) 日程第12 議案第175号赤平市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第175号赤平市税条例等の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

さきの議会におきまして軽自動車税の環境性能割が導入されたこと等によりまして規定の整備を行いました。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令がそれぞれ公布されまして、法人住民税、法人税割の税率改正の実施時期が平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用するとして延期し、また軽自動車税における環境性能割の導入時期につきましても平成31年10月1日に延期されました等から、市町村税条例等を改正したといたしまして総務省自治税務局長通知がありましたことから、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページをご参照願います。第1条関係は、赤平市税条例の一部改正でございますが、第7条の3の2は個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除につきまして規定してございますが、個人住民税における住宅ローン減税について適用期限が平成33年12月31日まで延長されますことから、字句を改めるものでございます。

2ページから10ページをご参照願います。第2条関係は、さきの議会で議決いただきました赤平市税

条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。第1条の見出しは、追加いたします第1条の2と共通見出しとなりますことから、改めるものでございます。

第18条の3及び第19条の改正規定は、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴い、規定の削除や字句の削除を行うものでございます。

第34条の4の改正規定は、法人税割の税率について規定してございますが、税率改正の実施時期の延期に伴い削除するものでございます。

第80条、第80条の2、第81条、第81条の2から第81条の8まで、第82条、第83条、第85条、第87条から第91条まで、附則第15条の2から附則第15条の6までの改正規定は、第18条の3及び第19条の改正規定と同様軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴いまして次の第1条の2で定めることから、削除するものでございます。

附則第16条の改正規定は、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴いまして関係する文を削除するなど改正するものでございます。

10ページから17ページをご参照願います。第1条の2といたしまして、今般延期された規定を改めて定めるものでございます。

第18条の3及び第19条の改正規定につきましては、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴い改めて定めまして、第34条の4につきましては税率改正の実施時期の延期に伴い改めて定めたものでございます。

第80条、第80条の2、第81条、第81条の2から第81条の8まで、第82条、第83条、第85条、第87条から第91条まで、附則第15条の2から附則第15条の6まで及び附則第16条の改正規定は、第18条の3及び第19条の改正規定と同様軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴いまして改めて定めるものでございます。

17ページから19ページをご参照願います。附則第1条につきましては、施行期日を規定してござい

の延期や軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴い第1号を改め、第3号を追加するものでございます。

附則第2条につきましては、市民税に関する経過措置を規定してございますが、第1条の2の規定による第34条の4の規定につきまして附則第2条の2として別に定めますことから、条の見出しを改めて規定し、第3項を削除し、第4項及び第5項をそれぞれ1項ずつ繰り上げるものでございます。

附則第2条の3につきましては軽自動車税に関する経過措置として追加し、附則第3条につきましては附則第2条の3と共通の見出しとなることから、同条の見出しを削除し、軽自動車税における環境性能割の導入時期の延期に伴い字句を改めるものでございます。

本条例の改正附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第175号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第13 議案第176号赤平市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君） [登壇] 議案第176号赤平市手数料徴収条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が制定されまして、建築物の省エネ性能向上計画の認定制度及びエネルギー消費性能の表示制度が施行

されますことや長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部改正により長期優良住宅認定基準に既存住宅を増築し、または改築して長期優良住宅とするための基準が新たに設けられたことに伴いまして、これらの認定手数料を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1ページから4ページをご参照願います。別表の証明手数料の10及び11の項につきましては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査手数料、同じく第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に関する規定といたしまして改めるものでございます。

4ページから5ページをご参照願います。12の項につきましては、11の項といたしまして定めますことから、削除し、13の項から15の項まで1項ずつ繰り上げるものでございます。

16の項につきましては、削除としておりましたが、これを削り、17の項を15の項として繰り上げるものでございます。

5ページから12ページをご参照願います。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査手数料、同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定の申請に対する審査手数料、同法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査手数料の規定といたしまして16、17、17の2の項として追加するものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第176号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第176号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(北市勲君) 日程第14 議案第177号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第177号赤平市ふるさとガンバレ応援寄附条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

自分のふるさとや応援したい自治体など、居住地以外の都道府県、市区町村へ寄附することで個人住民税の一部が控除されるふるさと納税制度につきましては、当市におきましても平成20年度より開始し、全国各地域の皆様より寄附をいただいているところでございますが、当市の寄附に係る事業区分におきましては現在4区分となっており、新たな事業区分を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第2条につきましては、寄附に係る事業区分を規定してございますが、昨年7月に市が無償譲渡を受けました炭鉱遺産を当市の重要な歴史として継承するとともに、有効活用を図るため、炭鉱遺産を保存、継承したまちづくりに資する事業として新たな事業区分を追加することから、改めるものでござい

ます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(北市勲君) 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第177号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(北市勲君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第177号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長(北市勲君) 日程第15 議案第178号赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第178号赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市愛真ホームは、老人福祉の向上を図るため市立病院に隣接した特別養護老人ホームとして昭和53年4月1日に開設し、平成12年4月からは介護保険施設として運営してまいりましたが、平成29年4月1日より民間に移譲することとなりますことから、赤平市特別養護老人ホーム設置条例及び赤平市愛真ホーム運営管理基金条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、附則第1項といたしまし

て、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとし、附則第2項といたしまして、基金に属している現金につきましては、この条例の施行の日において一般会計に編入し、赤平市愛真ホームの円滑な経営移管のための用途に供するものとするとして経過措置を定めたものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第178号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第178号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君） 日程第16 議案第179号赤平市介護サービス事業条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第179号赤平市介護サービス事業条例の全部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市介護サービス事業条例につきましては、愛真ホーム及び地域包括支援センターの事業について規定してございますが、愛真ホームにつきましては民間に移譲することとなりましたことから、地域包括支援センターの事業を定める条例として全部改正を行うものでございます。

条例の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

条例の題名でございますが、赤平市地域包括支援センター条例に改め、第1条につきましては法に基づき設置するとして規定したものでございます。

第2条につきましては、地域包括支援センターの名称と位置を規定したものでございます。

第3条につきましては、地域包括支援センターで行う事業につきまして規定したものでございます。

第4条につきましては、地域包括支援センターで行う事業の対象者につきまして規定してございません。

第5条につきましては、利用料金につきまして規定してございます。

第6条につきましては、赤平市地域包括支援センター運営協議会につきまして規定してございます。

第7条につきましては、業務の委託につきまして規定してございます。

第8条につきましては、規則への委任につきまして規定してございます。

次に、附則でございますが、この条例は、平成29年4月1日から施行するものとしてございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第179号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第17 議案第180号赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第180号赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

財源としておりました消費税の増税が平成29年4月に見送られたことを受けまして、第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度の保険料率を定めておりましたけれども、さらに今般社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律の成立によりまして、平成31年10月に2年半延期するとされましたこと等から、所要の改正を行うものでございます。

以下、改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第4条につきましては、保険料率につきまして定めてございますが、平成29年度に係る規定を削除するなどから、項や字句の削除を行うなど改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第180号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第18 議案第181号あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第181号あかびら市立病院使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

新病棟の個室は、S個室5室につきまして患者がみずから希望する場合に室料を自己負担として利用

いただいておりますが、希望者が多く、常に待機者がいる状況でございます。そこで、感染症や重篤な患者が使用することとして運用しておりますA個室につきましてもこれら対象の患者がいない場合に限りまして個室希望者が利用できるようその室料を設定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

以下、改正内容につきまして、参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

別表につきましては、使用料及び手数料の額を定めておりまして、これまで差額室料につきましてはトイレ、シャワーつきのS個室5室につきまして規定しておりましたが、トイレつきのA個室を加え、その1日使用料を1,500円とすることから、表を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第181号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第181号については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（北市勲君） 日程第19 議案第182号市道の認定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第182

号市道の認定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定に基づきまして、市道認定の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付しておりますが、権限移譲に伴う国道38号の区域変更で現国道の一部が市に引き継がれることから、市道認定するものでございます。

整理番号404号、路線名、中央通、起点、錦町1丁目2番9地先、終点、字豊里64番地先、幅員57.5メートルから17.0メートル、延長996.2メートルであります。

以上、1路線につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第182号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第20 議案第183号市道の廃止についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第183号市道の廃止につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

道路法第10条第1項及び第3項の規定に基づきまして、市道廃止の議決を求めるものでございます。

参考資料といたしまして位置図を添付してございますが、旧豊栄団地敷地の土地利用形態の変更に伴い路線を廃止するものでございます。

整理番号176号、路線名、豊栄1丁目通、起点、豊栄町1丁目7番地先、終点、豊栄町1丁目7番地先、幅員9.0メートル、延長88.0メートルであります。

す。

以上、1路線につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第183号については、行政常任委員会に付託いたします。

○議長（北市勲君） 日程第21 議案第184号平成28年度赤平市一般会計補正予算、日程第22 議案第185号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第23 議案第186号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第24 議案第187号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第25 議案第188号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第26 議案第189号平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第27 議案第190号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第28 議案第191号平成28年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第184号平成28年度赤平市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3,779万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億5,351万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によります。

3ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。国の平成28年度補正予算を含め、国庫補助金や市債などを財源として個人番号カード交付事業ほか5事業につきましては事実上平成28年度内の予算執行が困難であるため、それぞれ金額欄に記載の予算を繰越明許費として平成29年度へ繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります。追加として、統合中学校建設事業に伴う学校教育施設等整備事業として限度額5,310万円、炭鉱遺産公園ガイダンス施設建設事業に伴う炭鉱遺産公園整備事業として限度額1億2,790万円と定めるものであります。いずれも元利償還金の50%が毎年度の地方交付税で措置され、残る50%の一部につきましても平成29年度の地方交付税で措置される補正予算債となり、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。また、変更として排水路整備事業の限度額を480万円、道路整備事業の限度額を990万円、都市公園整備事業の限度額を600万円、住宅整備事業の限度額を1億7,670万円、過疎対策事業の限度額を4億1,480万円、災害復旧事業の限度額を1億150万円に変更するものであります。住宅整備事業に関しては地域住宅建設事業の追加事業を含んでおりますが、全て実績に伴う補正で、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。なお、今般の補正の内容につきましても、年度末を控え、入札結果や実績見込み等によるものが多く、また過疎対策事業債のソフト分の充実に伴う財源補正を行っており、これらについては説明を省略させていただきます。

最初に、歳入であります。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金、節3住宅費国庫補助金として1億3,240万8,000円の増額であります。このうち1億2,806万6,000円につきましては今回の補正に伴う緑ヶ丘第一団地の公営住宅改善工事及び福栄団地11号棟の改良住宅新築工事に充当されます。

同じく目5教育費国庫補助金、節4中学校費国庫補助金として2,701万9,000円の増額であります。今回の補正に伴う統合中学校建設費に充当されません。

同じく目8地方創生拠点整備交付金として1億2,790万円の増額であります。炭鉱遺産公園ガイダンス施設整備事業費の2分の1が交付金として充当されます。

6ページをお願いいたします。款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として5,000万円の増額であります。2月21日現在の寄附金の実績は5,696件、約1億8,800万円となっており、実績分の増額とともに残り期間における返礼品代等の歳出予算との関連性から増額するものであります。

同じく目5社会福祉事業寄附金として519万9,000円の増額であります。市内1企業、1個人からの寄附金を計上するものであります。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として3億3,479万1,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するもので、補正後の財政調整基金残高は21億3,360万4,000円となります。

同じく項2他会計繰入金、目1介護サービス事業特別会計繰入金として7,528万9,000円の増額であります。愛真ホームの移譲に伴い運営管理基金残額見込み額の全てを一般会計で受け入れるものであります。

款18繰越金として2億751万7,000円の増額であります。平成27年度決算に基づく剰余金の未計上額を全額計上するものであります。

款20市債、項1市債、目1土木債、節3住宅債として5,700万円の増額であります。実績に基づく増減のほか、このうち6,670万円につきましては今回の補正に伴う緑ヶ丘第一団地の公営住宅改善工事及び福栄団地11号棟の改良住宅新築工事に充当されます。

同じく目6教育債、節1中学校債として5,310万円の増額であります。今回の補正に伴う統合中学校建設費に補正予算債として充当されます。同じく節2社会教育債として1億2,790万円の増額であります。炭鉱遺産公園ガイダンス施設整備事業費の2分の1が補正予算債として充当されます。

8ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目3電算管理費、節14材料及び賃借料として172万円4,000円の減額であります。資産管理システム及びリースネット用端末更新の長期契約終了によるものであります。

同じく目5財政管理費、節25積立金として8,756万8,000円の増額であります。愛真ホーム運営管理基金7,528万9,000円の振りかえのほか、今回の補正による歳入超過額を財政調整基金に積み立てるものであります。なお、愛真ホーム運営管理基金の振りかえ額につきましては、今後の施設解体費等の財源として維持してまいります。

同じく目9企画費として7,790万3,000円の増額であります。ふるさとガンバレ応援寄附金の返礼品代等の予算不足を生じないよう報償費として2,300万円、手数料等の事務経費として490万3,000円、あかびらガンバレ応援基金積立金として寄附金額と同額の5,000万円を増額するものであります。

12ページをお願いいたします。同じく項3戸籍住民基本台帳費として179万2,000円の増額であります。個人番号カード作成等に係る地方公共団体情報システム機構への番号制度カード関連事務費負担金を増額するもので、全額国庫補助金が充当されます。このうち88万6,000円につきましては平成29年度へ繰り越すこととなります。

14ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節25積立金として519万9,000円の増額であります。社会福祉事業寄附金を社会福祉事業振興基金積立金に積み立てるものであります。

同じく目2障害者福祉費、節20扶助費として1,651万6,000円の増額であります。短期入所等の利用者の増加によるもので、本経費に対して国庫負担金2分の1、道負担金4分の1が充当されます。

16ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目2母子福祉費、節20扶助費として90万円の増額であります。DV被害による母子生活支援施設費を計上するもので、本経費に対して国庫負担金2分の1、道負担金4分の1が充当されます。

同じく目4保育所費、節15工事請負費として271万1,000円の増額であります。文京保育所の電気温水器の故障によるものであります。

18ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節19負担金補助及び交付金として23万1,000円の増額であります。小児救急医療支援事業における道補助金の減額により中空知地域保健医療対策協議会負担金が増額となっております。

20ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目1じん芥処理費、節19負担金補助及び交付金として845万9,000円の減額であります。中空知衛生施設組合及び中・北空知廃棄物処理広域連合における平成27年度からの繰越金の精算による負担金の減額となっております。

26ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3除雪対策費、節18備品購入費として3,283万7,000円の減額であります。除雪ドーザの更新を予定しておりましたが、国庫補助金が見送られたため、財源とともに減額するものであります。

30ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費として1億9,982万1,000円の増額であります。実績に基づく補正のほか、国

の社会資本整備総合交付金1億2,806万6,000円、公営住宅整備事業債6,670万円を財源として、緑ヶ丘第一団地の公営住宅改善工事として1,383万5,000円、福栄団地11号棟の改良住宅新築事業として1億9,696万4,000円を予算計上し、平成29年度へ繰り越すこととなります。

32ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目1消防総務費、節19負担金補助及び交付金として1,204万2,000円の減額であります。滝川地区広域消防事務組合における平成27年度からの繰越金の精算により負担金が減額となっております。

38ページをお願いいたします。款10教育費、項4中学校費、目3統合中学校建設費として6,965万3,000円の増額であります。実績に伴う補正のほか、国の学校施設環境改善交付金2,701万9,000円、補正予算債5,310万円を財源として統合中学校建設事業費の一部として8,026万6,000円を予算計上し、平成29年度へ繰り越すこととなります。

40ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費として2億4,500万円の増額であります。国の地方創生拠点整備交付金1億2,790万円、補正予算債1億2,790万円を財源として、炭鉱遺産公園ガイド施設地盤調査委託料として432万円、現況測量委託料として216万円、施設整備工事費として2億3,852万円を予算計上し、12月補正の実施設計委託料の1,080万円を含め、平成29年度へ繰り越すこととなります。

42ページをお願いいたします。款11公債費として860万8,000円の減額であります。10年経過による臨時財政対策債並びに減税補填債の利率見直し、平成27年度貸付実績に伴う利率の減少に伴い、地方債償還金利子が906万1,000円の減額、地方債償還元金は元利均等償還の利息が減額となったことにより45万3,000円の増額となっております。

次に、議案第185号平成28年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予

算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,105万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,511万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款8繰越金として4,867万6,000円の増額ありますが、平成27年度決算に基づく剰余金の未計上額全てを計上するものであります。

その他の歳入及び8ページ以降の歳出の補正内容につきましては、療養給付費等の実績見込みによるもので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第186号平成28年度赤平市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,168万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。平成27年度決算に基づく剰余金を繰越金として82万5,000円を増額し、同額を一般会計繰入金から減額するものであります。

次に、議案第187号平成28年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ

れ2,731万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,828万9,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費補正であります。災害復旧債を財源として下水道施設災害復旧事業400万円を平成29年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正であります。変更として下水道整備事業の限度額を1億5,860万円に変更するもので、起債の方法、利率並びに償還の方法は記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として1,266万6,000円の減額であります。今回の補正による歳入超過額を調整するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費として2,405万3,000円の減額であります。入札執行等によるもので、国庫補助金1,070万円、下水道事業債940万円の財源も減額となっております。

同じく目4公共下水道維持管理費、節15工事請負費として70万円の増額であります。昨年の台風による大雨及び今シーズンの降雪量が少なかったことなどから、マンホールの周辺を補修するものであります。

8ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目2利子として76万7,000円の減額であり

ますが、平成27年度の借入額に対する利率の確定によるものであります。

次に、議案第188号平成28年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,600万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,653万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入であります。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として697万2,000円の減額であります。人件費の減額によるものであります。

同じく項2基金繰入金、目1愛真ホーム運営管理基金繰入金として5,774万9,000円の増額であります。愛真ホームの移譲に伴い、基金残額見込み額を一般会計へ繰り出すため繰り入れるものであります。

款4繰越金として297万8,000円の増額であります。平成27年度決算に基づく剰余金の未計上額の全てを計上するものであります。

なお、6ページから11ページについては、実績に伴う補正内容となっており、12ページをお願いいたします。款5諸支出金、項1一般会計繰出金として7,528万9,000円の増額であります。愛真ホーム運営管理基金の残額見込み額の全てを一般会計へ繰り出すものであります。

次に、議案第189号平成28年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成28年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,704万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,677万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページから5ページの歳入につきましては、全て介護給付費等の実績による財源調整となります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費、節12役務費として40万円の増額であります。主治医意見書の依頼件数の増加による文書作成手数料を増額するものであります。

8ページから15ページにつきましては、全て実績に伴う補正内容となっております。

16ページをお願いいたします。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金として53万9,000円の減額であります。介護給付費等の増額に伴い、積立金を減額するものであります。

次に、議案第190号平成28年度赤平市水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成28年度赤平市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成28年度赤平市水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。給水戸数を35戸減らし、5,012戸とし、年間総配水量を5万立方メートル減らし、159万立方メートルとし、1日平均配水量を149立方メートル減らし、4,344立方メートルといたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入の第1款水道事業収益の補正予定額を620万9,000円増額し、3億5,746万7,000円といたします。

支出の第1款水道事業費用の補正予定額を816万2,000円減額し、3億1,941万1,000円といたしま

す。

第4条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。支出の第1款資本的支出の補正予定額を216万6,000円減額し、2億1,760万円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,337万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条、予算第8条に定めた棚卸資産の購入限度額を149万3,000円から179万3,000円に改めるものであります。

2ページをお願いいたします。平成28年度赤平市水道事業会計補正予算実施計画であります。収益的収入及び支出の収入につきましては、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益として590万6,000円の増額であります。主に業務用が増額となっております。

目4その他の営業収益として134万6,000円の減額であります。主に赤平橋添架管撤去補償工事の延期に伴う補償金の減額によるものであります。

支出につきましては、款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費として81万6,000円の減額であります。主に退職給付費の減額によるものであります。

項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費として159万7,000円の減額であります。当年度の企業債償還額確定によるものであります。

3ページをお願いいたします。資本的支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目2量水器設置費として100万円の減額であります。工事の発注等による決算見込みであります。

項2企業債償還金、目1企業債償還金として116万6,000円の減額であります。本年度の企業債償還額確定によるものであります。

4ページは予定キャッシュフロー計算書、5ページからは予定貸借対照表であります。説明を省略させていただきます。

次に、議案第191号平成28年度赤平市病院事業会

計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成28年度赤平市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、平成28年度赤平市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。病棟建替事業として77万8,000円を減額し、3,657万2,000円といたします。また、医療機器整備事業として43万5,000円を減額し、6,977万8,000円といたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。初めに、収入であります。第1款病院事業収益の補正予定額6,816万5,000円を減額し、22億1,672万1,000円といたします。

次に、支出の第1款病院事業費用の補正予定額1億2,026万9,000円を減額し、22億1,939万4,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入であります。第1款資本的収入の補正予定額94万9,000円を増額し、3億3,900万3,000円といたします。

支出であります。第1款資本的支出の補正予定額214万4,000円を増額し、3億8,161万6,000円といたします。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の4,261万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,261万3,000円で補填するものといたします。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正いたします。病棟建替事業を3,450万円、医療機器整備事業6,800万円、医療施設整備事業1,360万円といたします。

第6条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額8,393万3,000円を減額し、12億2,392万2,000円といたします。

第7条、予算第8条に定めた他会計からの補助金について3,180万5,000円を減額し、9,859万2,000円といたします。

第8条、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額を1,049万7,000円減額し、2億5,060万円といたします。

3ページをお願いいたします。平成28年度赤平市病院事業会計予算実施計画であります。収益的収入及び支出につきまして、初めに収入であります。第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益として3,738万円の減額であります。年度当初の入院患者数の減少によるものであります。

同じく第2目外来収益として2,440万8,000円の減額であります。総体的な患者数の減少によるものであります。

第2項医業外収益、第2目他会計補助金として3,180万5,000円の減額であります。主に医師確保対策に要する経費として研修医の人件費の減額によるものであります。

第3目他会計負担金として527万3,000円の増額であります。主に医療消耗備品の購入に当たり赤平ガンバレ応援基金を充当するためであります。

第5目長期前受金戻入として1,566万7,000円の減額であります。固定資産取得に係る財源として一般会計からの出資金分の収益化について減額するものであります。

同じく第3項特別利益、第1目過年度損益修正益として3,580万9,000円の増額であります。前年度計上の退職給付引当金との差額見込み額を増額するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費として8,393万3,000円の減額であります。主に看護師や医療技術職員等の退職により給料及び手当、報酬等の減額によるものであります。

第2目材料費として840万7,000円の減額であります。主に薬品費について減額するものであります。

第3目経費として1,950万1,000円の増額であります。

が、主に在宅酸素療法対象患者の増加に伴う機器の賃貸料や光熱水費、燃料費、臨床検査委託料などを増額するものであります。

次に、項3特別損失、目2過年度損益修正損として4,854万4,000円の減額であります。主に前年度計上の退職給付引当金との差額について減額するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として160万円の増額であります。病棟建替事業債及び医療機器整備事業債の確定に伴う減額及びエントランス屋上防水工事等において新たに起債を財源とするためであります。

項3貸付金償還金、目1修学資金償還金として80万9,000円の増額であります。看護師等修学資金貸付金返還金の増額によるものであります。

次に、支出につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、目1病棟建替事業費につきましては外構工事費の確定によるものであります。

同じく目2固定資産購入費として620万2,000円の増額であります。主に先ほど申し上げましたエントランス屋上防水工事等について増額するものであります。

次に、7ページの予定キャッシュフロー計算書及び8ページ及び9ページの給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

10ページをお願いいたします。平成28年度赤平市病院事業予定貸借対照表であります。11ページの7、剰余金、(2)、利益剰余金の当年度未処分利益剰余金はマイナス18億7,856万5,000円を見込むものであります。

以上、議案第184号から第191号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 説明が終わりました。

これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 議案184号の一般会計補正予

算、28ページ、29ページの款8土木費、項4都市計画費、目2公園費、節15工事請負費2,134万4,000円の減額についてですけれども、施設整備のほうは独歩苑の確定ということだと思いますが、都市公園改修工事1,806万8,000円の減額、これ当初の計画では桜木、翠光、赤平公園だったと思いますが、それぞれの進捗状況をお聞きします。

それと、もう一点、同じく一般会計補正予算、40、41ページ、款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、節15工事請負費2億3,852万円、これの増額についてですけれども、炭鉱遺産公園ガイダンス施設に関するものですが、拠点整備交付金が確定し、計上をされております。今月2日に行政常任委員会に報告があった際、質疑のほういたしました。広報あかびらにも掲載されております。この建物に係る実質的な市の負担、これは5,000万円前後となっております。建築に係る経費は、これ以上大きくなるのでしょうか。また、この施設は炭鉱遺産活用の核となる施設と同じように広報に記述もありましたが、この記述だけを見ますとその前のページの基本構想案の核になって施設が次々できていくという印象を与えるのではないかと思います。市民に対する説明、どのように考えているのでしょうか。

あともう一点、議案185号、国民健康保険特別会計補正予算、4ページ、5ページのところでですけれども、款7繰入金、項2基金繰入金、目1国民健康保険事業財政調整基金繰入金39万6,000円の増額、これ微増ですけれども、この時期に増額ということと2018年度から道が財政運営の主体となるということから、現在基金残高のほう幾らなのかということを確認したいと思います。

以上、3点お願いします。

○議長（北市勲君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） まず、土木費の公園費の都市公園改修工事の関係でございますが、当初予算では翠光苑、桜木町公園、赤平公園、3公園の施設の改修ということで計上してございましたが、この事

業の主な財源であります社会資本整備総合交付金が要求額に対して減額配分になったことに伴う事業縮小による減額補正となっておりまして、実際に行った翠光苑、桜木町公園、それとできなかった赤平公園、それについては事業先送りということで29年度の施工ということで考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 炭鉱遺産公園ガイダンス施設の関連でありますけれども、施設の負担という部分につきましては全体事業費のうち2分の1が国の地方創生拠点整備交付金、残り2分の1も補正予算債という形になりますが、この補正予算債については単なる借金ではなくて、元利償還金の50%が地方交付税で算入されて、残る50%につきましても平成29年度の普通交付税の中で一部措置されると。ただ、ここについては、交付税についてはいろんな単位の金額がありますので、今段階幾らという確定的に言えるものはありませんが、そういった意味では全体事業費の実負担が15%以内で済むということです。あと、今回のこのガイダンス施設が総合戦略に位置づけられるということもありますが、今回こういう財源の部分が確定的なものとして国のほうに申請を上げて、認められたということで、2月24日に交付決定の通知と地域再生計画の認定をいただいておりますので、有効的な財源をできるだけ活用させていただくということで、これをスタートしたから、全てを全部一気にやるというようなお話では当然ございませんし、財政状況をしっかりと見据えながら段階的に、計画的に進めていくということで、ただ全体図をまとめるためにあさって市民説明会のほうも予定をさせていただいておりますが、財政状況はしっかりと財源確保も努力しながら進めていきたいということでありまして。

以上です。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） 国民健康保険の補正の件ですが、款7繰入金、項2基金繰入金、目1

国民健康保険事業財政調整基金繰入金の補正の関係で、基金の残高ということでございます。基金の残高につきましては、平成27年度末で2億3,044万5,000円となっております。このたびの補正額が39万6,000円、合計2,644万円となっております。また29年度での繰り入れの予定が9,000万ほど予定しておりますので、29年度末段階の予定としましては1億1,200万ほど29年度末の残高にはなるのではないかと予想しておりますが、厳しい財政状況でありますので、基金は今の額を確保するのが非常に難しい状況となっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） 工事のほうなのですけれども、まず都市公園のほう、これ桜木、翠光、赤平、全て終わっていない、完了したところないという答弁だったのでしょか。もう一回それ確認したいと思います。

それと、国民健康保険のほう、今よくわかりましたし、来年度の9,000万繰り入れ云々というのはちょっと予算委員会のほうでやらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

もう一点、ガイダンス施設のほうなのですけれども、15%以内、またガイダンスに交付金がついたからといって全部が全て進むわけではない、こういうご答弁をいただきました。であれば、ガイダンス施設についてはこの財源的には私クリアしたのではないかとことを委員会でも言いましたけれども、やはり公表の仕方などには若干の疑問が残っています。また、明後日9日に東公民館で市民説明会を行うことになっておりますが、なぜ1カ所だけなのかということ、また委員会で報告がありました、広報には載っていません総工費といいますが、約17億何千万、18億弱、あるいはガイダンスのランニングコスト、維持管理費、年間で約1,000万、そういったものが入っていない状態になっているというのはどういうことなのか、市民の皆さんにどういうふうにお知らせをしていくのかということをお聞きした

いと思います。

○議長（北市勲君） まず、建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 都市公園改修工事の関係でございますけれども、ことし予定をしておりました翠光苑、桜木町公園、赤平公園、3つの公園のうち事業費の関係で、桜木町公園は完成しましたが、翠光苑については一部残っておりますし、赤平公園については手がつけられなかったということで、次年度翠光苑の残りとも赤平公園、この2公園について予定をしております。

以上でございます。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 炭鉱遺産公園に関連する事業費等については、ぎりぎり2月の末に概算事業費が出たということで、広報等のお知らせについては間に合わなかったのですが、市民説明会の中ではこういう事業費等についても明らかにさせていただくという予定でおります。また、実は市民のほうからも数件会場を、1回で終わるのではなく、もう少しふやせないかというようなご意見もいただいております。今現在、ただ周知ということでは今月中に周知するという事は極めて難しいものですから、若干基本構想の完成時期がずれ込むかもしれませんが、そういう要望の声を聞きながら何会場でもそれではできるかということは今検討させていただいておりますので、できるだけ市民のそういう要望にお応えするような形で進めていきたいと思っておりますし、その結果、構想がまとまりましたら当然いろんな形で公表、周知等を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（北市勲君） 木村議員。

○1番（木村恵君） ただいま市民の方からも会場をふやせないのかという声があったということで、ふやそうと考えているという前向きな答弁をいただいております。ですがなのですけれども、このガイダンス施設に関する補正予算というのは本日提案をされております。本日即決、あるいは委員会付託と

いうことになってくると思います。いずれにしても、説明会というのは後になってしまうのかなということになるのです。ランニングコスト、あるいは基本構想の中のパークゴルフ場、そういったところは一切市民の方にはお知らせがされていないという状況ではないかと思っております。市のほうにも問い合わせがあったということですが、私も3月の広報配布してから7件ほど私のところに電話のほうが来ております。どの方もガイダンスの施設が建てばこの構想どおりにどんどん進んでいくのではないのかという不安の声が多いです。私は、先ほど課長の答弁にありましたように、委員会で説明された数字も示しながらですけれども、必ずしも決まっているものではないよと、これからいろいろ議論もありますということをお説明しております。基本構想に関しては正式に提示されたものでもないということも説明しておりますが、市民の方というのはやはりこの金額の入っていない基本構想を見れば期待をされる方、あるいは不安になる方いると思うのです。そういった意味で、こういった不安とかがある中、ガイダンスを含むこういった補正予算の採決、提案、十分な議論がなされた上なのか、あるいは不安が解消されているのか、理解が得られているのか、そういった考えをお聞きします。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 確かに私どものほうにも市民からいろいろな問い合わせはありますけれども、ただ非常に多いのがこのたびのこういうガイダンス等の事業費関係含め、丸々財源措置の全くない借金をするのではないかという不安を抱いている方がいます。ただ、これは委員会の中でもご報告させていただきましたが、そういうことを含めてしっかり財源を確保しながら、その見通しが立った段階で財政状況等を踏まえながら進めていくことですので、特に市民の方々については、先ほども申し上げたように、事業費に関しては周知の時期が間に合わなかったということがありますので、今後そういう説明機会の中でも報告してまいりますし、そ

してそういった財源、そういった実負担がどの程度見込まれるのかということを含めて、今回のガイダンス施設のこの補正に関しましては、今回これを見送るということになりますと、国のハード面に対する地方創生の交付金は今回限りの分なものですから、この財源を決定受けた部分を見送ってしまうと市の負担がふえてしまうということになりますし、中身的にはあくまでも資料館を中心とした施設ということで、これを移設するという考え方が大きな目的になっていますので、いずれにしてもしっかりと今後丁寧な形で市民の皆様にもいろんな不安を抱えている部分についても解消できるような内容をもって説明した上で、いろんなご意見を伺っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 介護保険の特別会計補正予算の部分でございますけれども、その中の事項別明細書の中の6ページから7ページにかけて介護認定の審査会に要する経費が依頼者の件数が多くてふえたということで計上されてございますけれども、この件数を教えていただきたいというふうに思っております。

また、つけ加えまして赤平市の病院事業会計の補正予算ということで2ページ、3ページにわたって先ほど説明をしていただきましたけれども、収入の関係のところ入院収益、外来収益等が最初の見込みよりも下がっているというところでございますが、これにつきましてのさらなる患者数の詳細を教えてくださいというふうに思っております。

引き続きまして、4ページになりますけれども、給与費の関係で、補正予定額というところで8,393万3,000円ということで退職者の関係があったということでございますけれども、この関係につきましても収益との連動性が何かあるのかということだったりとか、何か当初見込んでいた職員の関係等が見込めなかったところがあったのかどうかということ

を再度教えていただきたく思います。よろしくお願いいたします。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） お答えいたします。

件数については、明確な件数は押さえてはおりませんが、約200件ほど年間で増加しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 病院事業会計でございますけれども、入院収益、外来収益の減少の件でございますけれども、今具体的な数値は押さえておりませんが、入院収益等につきましては、先ほど説明しましたとおり、年度当初の医師不足等の影響があったのではないのかなど加味されますけれども、そうした影響が大きかったということでございます。それから、外来収益につきましても年間を通して減少しているということでございまして、毎月の会議の中で分析等を職員間で行っているところではございますけれども、具体的な理由については見当たっていないというのが現状でございます。

それから、職員給与費の減額についてでございますけれども、特に年度の途中で医療技術職の職員が他の病院に勤務先を変更されたということがございまして、こうした要件が一番大きかった要件というふうに考えております。

以上です。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 訂正をさせていただきます。先ほど200件と言いましたが、約100件ほどでございます。訂正いたします。

○議長（北市勲君） 植村議員。

○3番（植村真美君） 100件ほどふえたということではよろしかったですか。その分だということではよろしかったですか。済みません。

病院のほうなのでございますけれども、入院収益の部分で

あったりとか、詳細わからないということであったのですが、大きな原因として考えられるというところの部分では年度当初の医師不足がこれまでの内容として原因があるということと加えて、日ごろからそういった患者の見込みについてはしっかりと対応いただきたいということで委員会のほうでもいろいろとお話をさせていただいているところでございますけれども、医師不足以外で何か原因があったこと等が考えられるのではないかなというところもあるのですが、そのあたりはさらに深く教えていただくことはできませんでしょうか。

○議長（北市勲君） 病院事務長。

○あかびら市立病院事務長（永川郁郎君） 特に外来患者数につきましては、院内の検討会議の中でも1つ考えられるのが院長先生を希望する患者様が非常に多くて、患者様の診療効率という観点からはちょっと非効率的な状況になっているのではないかと分析はいたしておりますけれども、それ以外の原因については現在ちょっと見通しが立っていないという現状でございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 竹村議員。

○4番（竹村恵一君） 一般会計補正予算の8ページ、9ページの目の10の地域おこし協力隊事業費のマイナス補正の説明を聞きたいというふうに思います。

続きまして、10ページ、11ページの、これは前のページからの引き続きなのですが、目の14の市民生活費の町内会等施設整備工事の減額補正、これは予定どおり行われた上での減額補正なのか、それとも何かあつての減額補正なのかの話を聞きたいというふうに思います。

それから、18ページ、19ページに行きまして、款の4の衛生費の目の2と3、委託料のほうが減額補正となっておりますが、これも受診率、それから接種率が下がったせいでの減額なのか、何か原因があったのかというところの分析を聞きたいというふうに思います。

続きまして、34ページ、35ページ、教育費のほうですが、このページと次のページの小学校費、それからその次の中学校費ということで賃金のほうへの減額が出ていますが、この説明を聞きたいというふうに思います。

それから、最後48ページ、49ページでも職員給与費のほうの減額補正についての説明をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（北市勲君） 農政課長。

○農政課長（菊島美時君） 8ページ、9ページの地域おこし協力隊の関係ですけれども、これにおきましては何名かは募集の問い合わせ等はありませんでしたが、実際28年度においては採用がなかったものですから、車関係とか、そういう事業費関係全部落とさせていただいております。1名分です。

○議長（北市勲君） 市民生活課長。

○市民生活課長（野呂道洋君） ご質問の11ページの町内会館等施設整備工事のマイナス、95万5,000円の減額につきましては、こちら当初98万8,000円で補正で計上していたところでございますが、委託をやっている過程において、これは実は住吉の獅子会館でありまして、ポンプとか除鉄機、滅菌器の取りかえを予定しておったのですが、水の調査をしたところ、ポンプを設置する基準に至らないということで、鉄分及び化合物が基準よりかなり高かったものですから、ポンプを販売していただけなかったというか、ポンプを購入しても、除鉄しても飲用に適する基準に達しないものですから、設計変更いたしまして、その分減額させていただいたと、このようにございまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（北市勲君） 介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 18ページ、19ページの衛生費の関係でございますが、委託料でまずがん検診料につきましては400万ほど減額補正を提案させていただいておりますが、検診受診者数の減少ということでございます。また、その次のワクチン

の予防接種委託料でございますが、全体的にインフルエンザ、あるいは肺炎球菌ワクチンが当初見込みより接種者が少ないということと、それと大きな部分につきましては子宮頸がんワクチンですが、これは今積極的な接種勧奨を一切行わないという方針の中で接種者がゼロということになっておりまして、その減額幅が大きいということでございます。

以上です。

○議長（北市勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（尾堂裕之君） まず、35ページの幼稚園からお答えいたします。

幼稚園の賃金につきましては、昨年まで障がい児の保育に1人先生を雇っていたのですが、その子が卒園したのもあって、また新たにそういう子供が入ってこなかったのも、障がい児の幼稚園教諭の先生の分が全く不要になったこととあわせて、臨時職員がちょっと体を壊しまして、長期休んでいた部分もあって、賃金を使わなかったという2点が大きな原因になっております。

続きまして、37ページの小学校の賃金の減額につきましては、通級指導教室を27年度から開設しておりますが、当初は市費の通級の先生を入れていたのですが、道に加配の要請したところ、当初の予算で組んでいた市費ではなくて、道費の加配が認められたために、その1名分を丸々減額することになっております。

39ページの中学校の減額につきましては、こちらのほうも昨年赤平中学校がちょうど40人で1学級になるということがありまして、学校要望等もあり、市費の教員を入れる予定をしておりました。ただし、その後の生徒数の増加によりまして41名となりまして、道費の先生が2クラス分用意できたということで、丸々この市費の教員の部分が要らなくなった減額となっております。

以上です。

○議長（北市勲君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 私のほうから49ページの職員給与費の減額の関係でご説明させていただき

たいと思います。

報酬に関しましては、嘱託職員さんの途中退職等もございまして、減額になってございます。給料につきましても途中退職者二、三名ほどおりましたので、その部分の減額ということになってございまして、職員手当と共済費に関しましてはこれもあわせ、実績による減ということになってございます。

以上でございます。

○議長（北市勲君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第184号、第185号、第186号、第187号、第188号、第189号、第190号、第191号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第184号、第185号、第186号、第187号、第188号、第189号、第190号、第191号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。木村議員。

○1番（木村恵君） 私は、議案第184号平成28年度赤平市一般会計補正予算（第8号）について否とする立場から討論をいたします。

3月2日の行政常任委員会において炭鉱遺産公園基本構想が示され、総事業費用の概算が示されました。ガイダンス施設のランニングコストについても提示が同じくありました。同時期に広報あかびら3月号に総事業費用の記されていない基本構想とガイダンス施設の建設費用と財源が掲載されておりました。今回の補正予算は、こういった情報開示がされたからの提案であり、昨年12月議会での私の反対理由について議会に対しては総事業費用の概算、ガイ

ダンス施設のランニングコスト、市民への説明などおおむね明らかにされたと思ってはいます。限られた時間の中で大変努力されて準備されてきたと思います。しかし、広報あかびら3月号、2ページには赤平市ではこの基本構想案をもとに市民の皆さんから意見を伺いながら基本構想を完成させたいと考えています、こう記述があるにもかかわらず、市民の方々に対しては9日の説明会1度だけということになっています。総事業費やガイダンス施設のランニングコストなどについて市民周知の場、意見を聞く場を設ける予定が、実際は今後もやっていくという答弁先ほどありましたが、ガイダンスのこの建設に関する補正予算が採決に至る後の説明会ということになると思います。

赤平の将来を考えれば、幾ら20年、30年で割っても、あるいは交付金を使っても大規模な公園化というものに対しては不安や懸念が出てくると思います。ランニングコストもガイダンスだけで年間約1,000万ということでしたので、20年続けばやはり2億円ということになります。財源はどこから出てくるのか、委員会のほうでも経常経費として見るという答弁しかありませんでした。しかし、この周知の仕方を見れば、できるだけ予算がかからないようにやっていく、意見を聞きながら進めると書いてあるだけで、実際は幾らかかるかわからないが、期待をする方がふえても不思議ではない示し方だと思えます。まして説明会の前に採決をするということになれば、説明会の意見は一体いつ反映されていくのかということにもなります。それどころか、市議会も認めたということで、これはもう決まったことなのだ、こう思う方も出てくるかもしれません。意見をすること自体やめてしまうかもしれない、そういった懸念もあると思います。このガイダンス施設は、炭鉱遺産活用の核となる施設です。先ほども言いましたが、こう書かれていれば、核ができれば次から次へ建設が進んでいく、こう考えるのは当然ではないでしょうか。不安な気持ちが諦めが変わってしまうのではないかと思います。先ほどこれから丁

寧に説明のほうをしていくという答弁もありましたが、そういうことが言われるということは、まだまだ理解が得られていないということになると思います。不安の解消というものがまだされていない、その状態であるというふうに思います。

このように丁寧な説明をせず採決に至り、市民の知る権利や意見する権利、こういったものを暗に抑圧してしまうような決め方というのには市議会議員として私は認めるわけにはいかないという結論に至りました。広く市民の不安の解消に努めること、丁寧に提案の説明をしていくこと、十分に議論をする期間を設けること、このことを求めまして、議案第184号、一般会計補正予算に対する反対討論といたします。

○議長（北市勲君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第184号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北市勲君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、第185号、第186号、第187号、第188号、第189号、第190号、第191号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（北市勲君） 日程第29 議案第192号平成29年度赤平市一般会計予算、日程第30 議案第193号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第31 議案194号平成29年度赤平市後期高齢者医

療特別会計予算、日程第32 議案第195号平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第33 議案第196号平成29年度赤平市霊園特別会計予算、日程第34 議案第197号平成29年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第35 議案第198号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第36 議案第199号平成29年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第37 議案第200号平成29年度赤平市水道事業会計予算、日程第38 議案第201号平成29年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。獅畑議員。

○8番（獅畑輝明君） 3時間も経過しております。休憩をとっていただきたいと思えます。

○議長（北市勲君） わかりました。暫時休憩いたします。

（午後 3時59分 休憩）

（午後 4時15分 再開）

○議長（北市勲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。市長。

○市長（菊島美孝君）〔登壇〕平成29年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たりまして、予算編成の大綱につきましてご説明を申し上げます。

本市の財政状況につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行以来、全ての財政指標が健全段階を維持し続ける結果となっており、平成28年度決算においても同様の結果を継続できると見込んでおります。しかし、人口減少等が影響し、財政運営は厳しい状況が続いております。こうした中、平成29年度の予算編成においても効率、効果的な予算編成に努めつつ、一方では赤平市ごと・ひと・まち創生総合戦略に基づく施策を最優先とし、第5次赤平市総合計画の産業振興、少子化対策、住環境整備の3つの重点事業を推進するほか、

赤平市公共施設等総合管理計画に基づく事業に取り組んでまいります。このため、総合戦略施策といたしましては、平成28年度からの継続事業に加え、合同企業の説明会、介護職員初任者研修事業、宿泊施設立地調査の必要費用を予算化したほか、保育所の第2子の保育料無料化を実施することといたしました。また、総合計画といたしまして産業振興人材育成事業、農業後継者サポート事業、商店街振興対策事業などの産業振興施策、保育所保育料の50%軽減、社会教育、体育施設使用料の無料化などの少子化対策、地域住宅建設事業、公園施設整備事業などの住環境整備などの継続事業の予算を計上しております。さらに、総合戦略に関連する公共施設等総合管理計画といたしましては、統合中学校建設事業費を予算化しております。このほか、あかびら市民まちづくり提案事業に基づくズリ山展望広場植樹基盤整備事業、子供冬季イベント事業、市営テニスコート給水施設設置事業の予算も計上しております。

結果、歳入の市税につきましては、若干の景気回復などが効果となり、対前年比0.5%の増となっております。地方交付税につきましては、国勢調査人口による影響額が予想を下回ったため、予算としては対前年度比0.8%の増となっております。寄附金等を原資とした目的基金繰入金につきましては、平成28年度の寄附金の増額などもあり、対前年度比27.9%の増となり、一方歳入不足額を調整する財政調整基金繰入金も対前年度比6.4%の増となっております。

また、歳出であります。普通建設事業費は統合中学校建設事業などにより対前年度比117.6%の増、積立金は赤平ガンバレ応援基金の2年間の実績をもとに対前年度比48.8%の増、貸付金は人材育成・定住促進奨学金の増額によって対前年度比35.4%の増となっております。

以上、一般会計の予算規模は103億3,089万8,000円、対前年度比16億1,142万5,000円、18.5%の増となり、当初予算で100億円を超えるのは平成16年度以来13年ぶりとなります。

その他の会計の予算規模につきましては、国民健康保険特別会計が18億7,996万8,000円、後期高齢者医療特別会計が2億3,923万8,000円、下水道事業特別会計が5億7,854万7,000円、霊園特別会計が480万8,000円、用地取得特別会計が4,531万9,000円、介護サービス事業特別会計が1,432万2,000円、介護保険特別会計が14億4,539万3,000円となっております。なお、介護サービス事業特別会計につきましては、本年4月より愛真ホームを社会福祉法人友愛会に移譲する予定となっているため、愛真ホームに関する全ての予算が減額となっております。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計が5億4,915万1,000円、病院事業会計が27億778万4,000円となっております。

以上、全会計の予算総額は177億9,542万8,000円、対前年度比13億7,561万1,000円、8.4%の増となっております。

以下、予算書の内容の説明につきましては企画財政課長をもって行わせていただきますので、よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成29年度各会計予算及び予算説明書により、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、議案第192号平成29年度赤平市一般会計予算につきましてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103億3,089万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によります。

第3条、地方自治法第214条の規定により債務を

負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」によります。

第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」によります。

第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めます。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、継続費につきましては、款10教育費、項4中学校費として統合中学校の校舎等の建設に伴う統合中学校建設事業費の総額を26億6,171万9,000円、年割額は平成29年度が14億1,090万2,000円、平成30年度が12億5,081万7,000円と定めるものであります。

第3表、債務負担行為につきましては、ICT教育に関連し、児童用タブレット端末をリースするため、小学校教育コンピューター借り上げ料として平成29年度から平成33年度の期間の限度額を1,392万円と定めるものであります。

9ページをお願いいたします。第4表、地方債につきましては、庁舎耐震化事業ほか6件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項1市民税として3億4,835万6,000円、前年度比1,265万8,000円の増額であります。納税義務者の増加や景気の一部回復などにより、個人市民税並びに法人市民税が増額となっております。

16ページをお願いいたします。款6地方消費税交付金として2億2,808万2,000円、前年度比1,603万8,000円の減額であります。国が示す地方財政計画の対前年度減少率6.6%を勘案し、計上するものであります。

款9地方交付税として41億789万2,000円、前年度比3,261万3,000円の増額であります。地方財政計

画を勘案しておりますが、普通交付税につきましては平成28年度の国勢調査人口の影響額が予想を下回ったため、前年度比1,261万3,000円の増額となっており、特別交付税につきましては近年の実績を加味したことによって前年度比2,000万円の増額となっております。

18ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目2民生使用料として1,180万3,000円、前年度比410万3,000円の減額であります。平成29年度から保育所保育料につきまして就学前の第2子以降についても無料化とするため、この影響額として約220万円を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金として8億9,703万1,000円、前年度比2,973万円の増額であります。主に障害者自立支援給付として2,442万6,000円、23ページの児童発達支援費として1,192万8,000円の増額となっております。

22ページをお願いいたします。同じく目2教育費国庫負担金として1億8,674万7,000円の予算計上ですが、統合中学校建設に伴う校舎並びに体育館等の公立学校施設整備費負担金であります。

同じく目3災害復旧費国庫負担金として7,013万8,000円の計上ですが、昨年の台風災害による道路橋梁及び河川災害復旧費に充当されるものであります。

24ページをお願いいたします。同じく項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金として1億6,032万1,000円、前年度比1億4,726万5,000円の減額ですが、主に福栄団地11号棟建設の改良住宅新築工事と緑ヶ丘第一団地長寿命化の公的住宅改善工事を平成28年度からの繰越明許予算としたため、地域住宅建設事業費の交付金として1億5,331万円の減額となっております。

30ページをお願いいたします。款16寄附金、項1寄附金、目3ふるさとガンバレ応援寄附金として1億5,000万円、前年度比5,000万円の増額ですが、寄附者に対する返礼品を開始して以降2年間の

実績を踏まえ、増額となっております。

款17繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金として3億5,627万円、前年度比2,147万9,000円の増額であります。本定例会による補正後の金額から今回の繰入金を差し引いた基金残高は愛真ホーム運営管理基金の7,528万9,000円を含め17億7,733万4,000円となります。

同じく目3あかびらガンバレ応援基金繰入金として1億3,514万2,000円、前年度比1,954万8,000円の増額ですが、平成28年度までのふるさとガンバレ応援寄附金を効果的に活用するものであります。

同じく目4あかびら創生基金繰入金として8,639万2,000円、前年度比2,876万1,000円の増額ですが、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略のソフト事業を中心とした重点施策に充当するものであります。

37ページをお願いいたします。款19諸収入、項5雑入、目1雑入、節20学校給食費徴収金として3,334万5,000円の計上ですが、平成29年度より公会計として一般会計で予算計上するものであります。また、36ページの空知産炭地域総合発展基金助成金収入につきましては、平成18年度から公共事業並びに産業振興のため本基金を活用してまいりましたが、平成28年度をもって終了したことにより、廃目となっております。

款20市債、項1市債、目4過疎対策事業債として17億8,740万円、前年度比14億130万円の増額となっております。主に平岸地域複合施設改修事業債として1億2,190万円の計上、統合中学校建設事業債として13億1,160万円の増額となったことによるものであります。

次に、歳出ですが、43ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目2庁舎管理費、節13委託料として1,942万3,000円の計上ですが、このうち災害対策本部となる市庁舎につきまして平成28年度の庁舎耐震診断の結果に基づき、本年度は耐震化工事実施設計委託料として730

万円を計上しております。

46ページをお願いいたします。同じく目7財産管理費として1,704万7,000円、前年度比1,849万4,000円の減額であります。主に公有財産台帳管理システムで活用する航空写真撮影業務委託料として723万6,000円を計上し、平成28年度の旧赤平消防署庁舎除却工事費の減額によるものであります。

48ページをお願いいたします。同じく目9企画費として2億5,542万5,000円、前年度比9,035万3,000円の増額であります。主にふるさと納税の返礼品代等で1,996万3,000円、あかびらガンバレ応援基金積立金として5,000万円の増額となっております。

同じく目10地域おこし協力隊事業費として1,280万6,000円、前年度比32万5,000円の増額であります。既存の3名の隊員中、2名が本年3月で任期満了となり、1名の継続と新たに農業の6次産業化や地元特産品の推進、またチャレンジショップや情報発信を行うため、2名の委嘱を予定しており、本件に要する予算を計上しております。

52ページをお願いいたします。同じく目14市民生活費の説明欄の地域コミュニティ活動推進事業補助金として602万2,000円ありますが、町内会の運営も厳しくなっており、助成額の算出方法を改正し、132万6,000円を増額しております。

54ページをお願いいたします。同じく目16コミュニティセンター費として1億6,510万8,000円、前年度比1億5,132万8,000円の増額であります。主に公衆無線LAN環境整備工事及び平岸地域複合施設改修工事に伴い、57ページの工事請負費として1億6,161万1,000円を計上しております。

64ページをお願いいたします。同じく項4選挙費として415万9,000円、前年度比834万7,000円の減額であります。平成28年度の参議院議員選挙費の減額によるものであります。

70ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費として6億2,298万6,000円、前年度比5,013万2,000円の増額であります。手話奉仕員養成基礎講座を行うため28万

8,000円の予算を計上したほか、短期入所や施設入所支援を初め、障がい者自立支援に関する扶助費で5,018万1,000円の増額となっております。

78ページをお願いいたします。同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費として3,821万9,000円、前年度比2,392万3,000円の増額であります。障害児施設給付費などの扶助費で2,369万5,000円の増額となっております。

同じく目2母子福祉費、節20扶助費に関して、DV被害による母子生活支援施設費として316万円を計上しております。

92ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費として2,037万2,000円、前年度比576万9,000円の増額であります。新規事業として井戸のポンプや除鉄機等の費用を助成する飲用水等確保事業補助金として180万円、老朽化したごみボックスを更新するためのごみボックス購入補助金として189万5,000円を計上しております。

98ページをお願いいたします。同じく項2清掃費、目2じん芥処理場費として3,308万9,000円、前年度比1,719万7,000円の増額であります。施設への進入用道路の検討や埋め立て残余容量等の調査を行うために残余容量等調査委託料として530万3,000円、進入用道路施設及び築堤整備を行うための施設整備工事費として1,300万円を計上しております。

同じく目3し尿処理費として9,103万9,000円、前年度比1,179万3,000円の増額であります。浄化センターの水利権廃止に伴う送水管撤去工事費等の計上により、工事請負費として1,107万1,000円の増額となっております。

106ページをお願いいたします。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費として2,396万5,000円、前年度比1,527万9,000円の減額であります。平成28年度の圃場整備測量調査委託料の減額、新たな地元農産物の加工品をつくるための地元農産物特産品化業務委託料の当初予算計上などにより、委託料として1,144万8,000円の減額となっております。

ります。

114ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費として5,900万3,000円、前年度比2,854万2,000円の減額であります。平成28年度の企業振興促進事業補助金及び赤平市産炭地域新産業創造等事業助成金補助金の減額などにより、負担金補助及び交付金として2,777万5,000円の減額となっております。

122ページをお願いいたします。款8土木費、項2道路橋りょう費、目3除雪対策費として2億1,603万円、前年度比1,428万4,000円の増額であります。除雪委託料の単価引き上げ等により、委託料として987万5,000円の増額となり、また平成28年度に除雪ドーザ1台を更新するための国の社会資本整備総合交付金が見送られたため、本年度も備品購入費として3,529万7,000円を計上しております。

同じく目4道路新設改良費、125ページの節15工事請負費として1億3,500万円ではありますが、文京学園通、右岸通、西文1条通の改良舗装、錦町1条通の排水整備、北文本通のロードヒーティング改良の工事費であります。

124ページをお願いいたします。同じく目6橋りょう改良費、127ページの節15工事請負費として4,750万円ではありますが、新成大橋、福栄橋、赤平郵便局前の踏切先の19線橋、滝の川橋、奈江沢2号橋の橋梁改修工事であります。

130ページをお願いいたします。同じく項4都市計画費、目2公園費、節15工事請負費として4,380万円ではありますが、翠光苑、赤平公園、西文京緑地の改築工事、千曲川遊園地の遊具更新、コミュニティ広場トイレ改修並びにズリ山展望広場植樹基盤整備の工事費であります。

134ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目2地域住宅建設費、137ページの節15工事請負費として4,964万8,000円ではありますが、福栄団地11号棟駐車場整備、吉野第一団地3棟8戸除却、青葉団地住宅改善の工事費であります。

138ページをお願いいたします。款9消防費、項

1消防費、目1消防総務費として3億3,183万6,000円、前年度比4,759万9,000円の減額であります。主に平成28年度の水槽付消防ポンプ自動車1台を更新するための費用の減額によるものであります。

140ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費として7,090万4,000円、前年度比714万1,000円の増額であります。主に平成28年度のス쿨バス購入の備品購入費として737万2,000円の減額、人材育成・定住促進奨学金の貸付金として1,428万円の増額によるものであります。

146ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費として683万4,000円ではありますが、赤間小学校の2、3階の暖房機器改修、2階女子洋式トイレ設置、屋外安全柵設置、茂尻小学校の遊具更新、調理台水栓交換、豊里小学校の2階トイレ外壁補修等の工事費であります。

152ページをお願いいたします。同じく項4中学校費、目3統合中学校建設費として15億8,498万6,000円、前年度比14億9,790万円の増額であります。2カ年の継続事業として校舎及び体育館等の工事が行われるためであります。

154ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目1社会教育総務費として437万2,000円、前年度比240万円の増額であります。主に地域の歴史、文化、産業遺産の保存継承に関する予算として206万6,000円の増額となっております。

166ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目6市営テニスコート費、169ページの節15工事請負費として76万7,000円ではありますが、あかびら市民まちづくり提案事業に基づく給水施設設置工事費であります。

170ページをお願いいたします。同じく項7学校給食費、目1学校給食センター費として7,530万9,000円、前年度比3,818万9,000円の増額であります。主に給食費徴収金を一般会計に移行したことによる賄い材料費として3,460万1,000円を予算化し

たことによるものであります。

172ページをお願いいたします。款11災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目1道路橋りょう災害復旧費、節15工事請負費として2,011万4,000円ではありますが、吉中通、左大谷沢線、右奈江沢線、基線の災害復旧工事費であります。

同じく目2河川災害復旧費、節15工事請負費として6,756万1,000円ではありますが、滝の川、富士の川、ナエ川、右ナエ川の災害復旧工事費であります。

174ページをお願いいたします。款12公債費、項1公債費、目2利子として9,282万6,000円、前年度比2,011万3,000円の減額ではありますが、貸付利率が減少傾向にあるためであります。

176ページをお願いいたします。款13諸支出金、項1特別会計繰出金、目3下水道事業特別会計繰出金として2億2,232万5,000円、前年度比2,231万5,000円の減額ではありますが、主に公債費の減額によるものであります。

同じく目9病院事業会計繰出金として7億4,138万1,000円、前年度比6,024万円の増額ではありますが、主に救急医療確保に要する経費並びに愛真ホーム職員の一部が病院へ異動することが予定されており、人件費の一部を一般会計が負担するためであります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第193号平成29年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。197ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億7,996万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定に

よる一時借入金の借入れの最高額は2億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。203ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として1億3,870万3,000円、前年度比795万2,000円の減額ではありますが、主に医療給付費分現年課税分として被保険者数が減少しているためであります。

205ページをお願いいたします。款6共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金として3億4,245万4,000円、前年度比4,253万1,000円の減額ではありますが、平成28年度実績によるものであります。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1国民健康保険事業財政調整基金繰入金として9,101万5,000円、前年度比6,496万7,000円の増額ではありますが、歳入不足額を調整するものであります。

219ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費として10億2,241万8,000円、前年度比2,783万円の減額ではありますが、療養給付費全体の調整額分を減額したことによるものであります。

237ページをお願いいたします。款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目2保険財政共同安定化事業拠出金として3億3,622万2,000円、前年度比3,283万5,000円の減額ではありますが、歳入と同様に平成28年度実績によるものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第194号平成29年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。259ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,923万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。265ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1後期高齢者医療保険料として1億6,460万5,000円、前年度比349万7,000円の減額であります。主に特別徴収保険料の減額によるものであります。

271ページをお願いいたします。歳出であります。款2後期高齢者医療広域連合納付金として2億2,812万2,000円、前年度比233万2,000円の減額であります。広域連合からの通知に基づくものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第195号平成29年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。283ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,854万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限

度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

286ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あつせんに係る債務保証として、期間、限度額につきましては記載のとおりであります。

287ページをお願いいたします。第3表、地方債であります。下水道整備事業の限度額を1億7,380万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。291ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2億2,232万5,000円、前年度比2,231万5,000円の減額であります。主に公債費の減額による歳出予算規模の縮小によるものであります。

293ページをお願いいたします。次に、歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費、296ページの節15工事請負費として5,580万円であります。青葉川、吉野川、平班川の排水区の雨水管渠新設工事費として4,700万円を計上しております。

299ページをお願いいたします。款2公債費として3億9,768万5,000円、前年度比3,096万2,000円の減額であります。償還終了の借入額より近年の借入額が下回っているため、減額となっております。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第196号平成29年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。313ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ480万8,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。319ページをお願いいたします。歳入であります。款2繰入金、項1基金繰入金、目1霊園管理基金繰入金として371万1,000円、前年度比151万7,000円の増額であります。主に新規使用者の減少により使用料及び手数料の減額を補填するものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第197号平成29年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。329ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,531万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。335ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として4,531万9,000円ありますが、公債費に充当するものであります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第198号平成29年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。341ページをお願いいたします。平成29年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,432万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定めます。

344ページをお願いいたします。歳入合計1,432万2,000円、比較して1億9,238万6,000円の減額。345ページの歳出につきましても同様であります。本年4月から愛真ホームが移譲されることによる大幅な減額となっております。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第199号平成29年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。367ページをお願いいたします。

平成29年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,539万3,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億5,000万円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。373ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料として2億4,874万円、

前年度比130万5,000円の増額であります。被保険者数の微増や段階別人数の変化によるものであります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として2億2,426万8,000円、前年度比595万9,000円の増額であります。主に地域支援事業費の増額によるものであります。

391ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節19負担金補助及び交付金として114万円ですが、介護に従事する職員が不足しているため、介護職員初任者研修事業補助金として113万円を計上しております。

395ページをお願いいたします。款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費として2,517万8,000円ですが、主に平成29年4月から新総合事業が開始されるため、介護予防サービス給付費で計上されていた訪問介護及び通所介護サービスの給付に要する負担金が本科目に移行となっております。

同じく目2介護予防ケアマネジメント事業費として914万9,000円につきましても新総合事業の開始に伴う担当職員の人件費や介護予防ケアマネジメントの委託料、負担金等を計上しております。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第200号平成29年度赤平市水道事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、平成29年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数4,886戸、年間総配水量154万立方メートル、1日平均配水量4,219立方メートル、主要な建設改良につきましては、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億4,550万2,000円とし、支出の第1款水道事業費用は3億2,048万3,000円といたします。

2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額9,339万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものといたします。収入であります。第1款資本的収入は1億3,527万6,000円とし、支出の第1款資本的支出は2億2,866万8,000円といたします。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。建設改良の限度額を8,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費として2,877万3,000円といたします。

第7条、企業債元金及び利息等支払いのため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は7,709万6,000円であります。

第8条、棚卸資産の購入限度額は222万5,000円と定めます。

3ページをお願いいたします。平成29年度赤平市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出であります。収入の款1水道事業収益は前年度比575万6,000円の減額となっており、項1営業収益、目1給水収益として2億6,960万円、前年度比450万円の減額となっております。業務用は増額となっております。家庭用、浴場用、大口業務用は減額となっております。

4ページをお願いいたします。支出として、款1水道事業費用は前年度比1,094万5,000円の増額となっており、項1営業費用、目2配水及び給水費の委託料として、管路耐震化更新計画作成業務委託料など1,081万1,000円を計上し、前年度比520万1,000円

の増額となっております。また、取配水池屋上防水補修、赤平奈井江線の水道管撤去補修などの工事請負費として672万6,000円を計上し、前年度比270万6,000円の増額となっております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入として、款1資本的収入は前年度比1,105万円の増額となっており、項2企業債として8,000万円を計上し、前年度比1,000万円の増額となっております。

支出として、款1資本的支出は前年度比890万2,000円の増額となっており、項1建設改良費、目4浄水施設改良費として3,080万円を計上し、前年度比840万円の増額となっております。

6ページは平成29年度予定キャッシュフロー計算書、7ページから10ページは給与費明細書、11ページから12ページは平成29年度予定貸借対照表、13ページから15ページは平成28年度予定損益計算書及び平成28年度予定貸借対照表、16ページから17ページは注記表であります。説明を省略させていただきます。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第201号平成29年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市病院事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、平成29年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は120床、患者数は入院患者延べ数を4万296人、1日平均110.4人、外来患者延べ数を7万8,587人、1日平均323.4人といたします。主要な建設改良事業については、記載のとおりであります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入の第1款病院事業収益として22億6,301万5,000円とし、支出の第1款病院事業費用として23億7,392万8,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のと

おりと定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,009万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,009万4,000円で補填するものいたします。

2ページをお願いいたします。収入の第1款資本的収入として2億8,376万2,000円、支出の第1款資本的支出として3億3,385万6,000円といたします。

第5条、企業債の限度額として、医療機器整備事業2,230万円、医療施設整備事業1,940万円、医療用車両購入事業380万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

第6条、一時借入金金の限度額は、30億円と定めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費12億9,488万円、交際費40万円といたします。

第8条、他会計からの補助金につきましては、研修医の人的費を含む医師確保対策に要する経費など1億2,961万6,000円といたします。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、2億5,626万9,000円と定めます。

3ページをお願いいたします。平成29年度予算実施計画の収益的収入及び支出であります。収益的収入につきましては款1病院事業収益、項1医業収益として18億4,743万円であり、入院収益、外来収益、それぞれ患者数の減少を見込み、前年度比2,855万4,000円の減額となっております。

5ページをお願いいたします。収益的支出につきまして、款1病院事業費用、項1医業費用として22億4,624万円であり、目1給与費において新たに看護助手を計上、さらに6ページ目3経費において施設整備管理業務の総合的な見直しを行うことなどにより委託料を増額するなど、前年度比3,128万1,000円の増額となっております。

7ページをお願いいたします。項3特別損失、目2過年度損益修正損として、退職給付引当金の増額を見込むものであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支

出であります。収入の款1資本的収入、項1企業債、目1企業債として4,550万円、前年度比6,900万円の減額であります。主に一連の病棟建替事業の終了、さらにCTスキャナー装置購入などの減額によるものであります。

9ページをお願いいたします。支出につきまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1固定資産購入費として4,556万円であります。主に3次元眼底像撮影装置等の医療機器などの購入及び更新に伴う費用を計上するものであります。

同じく項3企業債償還金であります。先ほど申し上げましたとおり、昨年度購入いたしましたCTスキャナー装置などの償還開始に伴い、前年度より増額となっております。

10ページは平成29年度予定キャッシュフロー計算書、11ページから18ページは給与費明細書であります。説明を省略させていただきます。

19ページ、20ページをお願いいたします。平成29年度予定貸借対照表であります。20ページの7、剰余金、(2)、利益剰余金の当年度未処分利益剰余金はマイナス19億8,947万8,000円となります。

21ページから22ページは平成28年度予定損益計算書、23ページから24ページは平成28年度予定貸借対照表、25ページは注記表であります。説明を省略させていただきます。

以上、議案第192号から201号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） 日程第39 報告第16号専決処分の報告について、日程第40 報告第17号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第16号及び報告第17号につきまして、ご説明を申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項

の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する訴えの提起及び裁判上の和解につきまして、専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明を申し上げます。最初に、報告第16号でございますが、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行ったもので、訴えの件数は1件で、訴えの趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃20万4,000円を滞納しておりましたことから、平成28年11月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。相手方より毎月6,000円から1万円の分割納付を趣旨とした督促異議の申し立てがございましたことから、訴訟に移行したもので、平成28年12月19日に専決処分したものでございます。なお、平成28年12月19日に口頭弁論に出頭いたしました。相手方が出頭せず、答弁書、その他の準備書面も提出しなかったことから、相手方が請求原因事実を争うことを明らかにしないものとしてこれを自白したこととみなすとし、本市に対し20万4,000円及びこれに対する平成28年11月11日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払い、訴訟費用は被告の負担とし、この判決は仮に執行することができるとして判決を言い渡されたところであります。

次に、報告第17号でございますが、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解に係る専決処分でございます。件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃等107万5,482円を滞納しておりましたことから、平成28年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するをいたしまして督促異議の申し立てがございましたことから、訴訟に移行したものでございまして、この間に新たに納期を経過した2カ月分の家賃等7万9,369円を加える申し立てを行い、請

求額を115万4,851円と改めた上で、平成28年12月27日、口頭弁論に出頭いたしましたところ、平成29年2月から偶数月の末日に限り4万円ずつ、12月については7万円を持参または送金して支払うことで裁判上の和解をしたものでございまして、平成28年12月27日に専決処分したものでございます。

以上、報告第16号及び第17号につきまして一括してご説明申し上げました。ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北市勲君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第16号、第17号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） 日程第41 報告第18号平成28年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。早坂監査委員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第18号については、報告済みといたします。

○議長（北市勲君） お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす8日から12日までの5日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（北市勲君） ご異議なしと認めます。

よって、あす8日から12日までの5日間休会することに決しました。

○議長（北市勲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 5時24分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)